

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 16 回委員会年次会合報告書

2009 年 10 月 20 – 23 日
大韓民国、濟州島

第 16 回委員会年次会合報告書

2009 年 10 月 20-23 日

大韓民国、濟州島

議題項目 1. 開会

1.1 歓迎の辞

1. 議長(チャン・イク・ジャン教授、大韓民国)は、参加者を歓迎し、会合を開会した。
2. 議長が提案した委員会会合及び拡大委員会会合の運営手続きを承認した。

1.2 議題の採択

3. 議題は別添 1 のとおり採択された。
4. 参加者リストは別添 2 のとおり。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

5. 委員会は、別添 3 の第 16 回委員会年次会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT17 の議長及び副議長並びに開催地の選定

6. CCSBT17 の議長は、日本が指名する。
7. CCSBT17 の副議長は、インドネシアが指名する。

議題項目 4. その他の事項

8. その他の事項の議論はなかった。

議題項目 5. 会合報告書の採択

9. 報告書は採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 会合は 2009 年 10 月 23 日午後 6 時 20 分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第16回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

議題
第 16 回委員会年次会合
2009 年 10 月 20-23 日
大韓民国、済州島

1. 開会
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT17 の議長及び副議長並びに開催地の決定
4. その他の事項
5. 会合報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
第 16 回委員会年次会合

議長

チャン・イク・チャン

釜慶大学海洋生産管理学部教授

遵守委員会議長

デービッド・ウッド

科学委員会議長

ジョン・アナラ

メーン湾研究所主任研究官

生態学的関連種作業部会議長

デヨン・ムン

国立漁業調査開発研究所鯨類研究所長

オーストラリア

ジョン・カリッシュ

オーストラリア交渉団団長 地方科学局

アナ・ウィロック

農業・漁業・林業省国際漁業

ギャビン・ベッグ

地方科学局漁業海洋科学計画

ポール・マーフィ

オーストラリア漁業管理庁本部長

カーリーナ・マクラックラン

環境・水資源・国家遺産・芸術省海洋政策開発課
課長補佐

ナイジェル・ラウス

環境・水資源・国家遺産・芸術省海洋生物多様性
政策支局書記官補

ロビン・フロスト

法務省国際法室主任法律官

ベン・プレイル

外務貿易省海洋法・環境法・南極課長

ミーガン・ワトソン

在日本オーストラリア大使館一等書記官

ブライアン・ジェフリーズ

オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長

アンドリュウ・ウィルキンソン

トニーズ・ツナ・インターナショナル本部長

テリー・ロマーロ

オーストラリア船舶代理店最高経営責任者

ヨンマン・キム

オーストラリア船舶代理店

ベン・ハー
リック・コレガ
マイケル・トーマス

ダエヤン・フィッシャリーズ最高経営責任者
セコール・ファームド・ツナ最高経営責任者
マークウエル・リスク・マネージメント・サービス取締役

インドネシア

アガス・A・ブドヒマン
エルニ・ウィジャジャンティ
マハルス・アヤディ
プルウィート・マルトスプロト

海洋漁業省漁業資源管理部長
海洋漁業省沿岸漁業・公海資源部次長
海洋漁業省漁業総局職員
海洋漁業省インドネシアマグロ委員会

日本

宮原 正典
川島 哲哉
藤田 仁司
遠藤 幸仁
里見 昌記
谷本 卓也
伊藤 智幸

水産庁資源管理部審議官
水産庁資源管理部国際課課長補佐
水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
水産庁資源管理部遠洋課
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
外務省経済局漁業室
独立行政法人水産総合研究センター
遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室長

石川 賢廣
羽根田 弘
鈴木 敬幸
西川 喜美男
三浦 望
金澤 俊明
池田 博人
村田 光範
本山 雅通

日本かつおまぐろ漁業協同組合組合長
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合課長
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会コンサルタント

ニュージーランド

アーサー・ホーア
ドン・マッカイ
アリス・レヴェル
ステファニー・ヒル

漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長
外務貿易省特別アドバイザー
外務貿易省法律課
漁業省漁業分析官

ケビン・サリバン
エリック・バラット
チャールス・ハフレット
アビガイル・ビンク

漁業省科学部長
サンフォード最高経営責任者
ソランダー・フィッシャリーズ最高経営責任者
在韓国ニュージーランド大使館二等書記官

大韓民国

イルジョン・ジョン
チーゴック・アン
ジョンクワン・アン
サンキョン・キム
ツァン・ギム・キム
ドゥー・ハエ・アン
インケウン・パク
イルカン・ナ
チーゴン・キム

農林水産食品部国際漁業機関課長
農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
外交通商部国際経済局経済協力課三等書記官
国立漁業調査開発研究所上席研究官
国立漁業調査開発研究所上席研究官
韓国海外漁業協会
韓国海外漁業協会
思潮産業

オブザーバー

欧州共同体

アレクサンドラ・コーデッカ

欧州委員会

漁業主体台湾

シューリン・リン
チシン・ファン
イチ・ファン
サンミン・ホン
エンジャン・シェ
クワンティン・リー

行政院農業委員会漁業署主任
行政院農業委員会漁業署専門家
中華民国（台湾）外交部専門家
対外漁業協力発展協会秘書
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会名誉会長
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

フィリピン

リチャード・サイ

サン・タイ・インターナショナル・フィッ
シング会長

南アフリカ

クレイグ・スミス

海洋沿岸管理局次長

ドン・ルーカス

南アフリカまぐろはえ縄協会会長

ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル

ナイジェル・ブラザーズ

海洋生態学及び科学技術コンサルタント

トラフィック・インターナショナル

グレン・サント

世界海洋計画指揮官

WWF

アリスター・グラハム

公海政策アドバイザー

CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー

事務局長

鈴木 信一

事務局次長

サイモン・モーガン

データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

別添 3

第 16 回委員会年次会合に付属する 拡大委員会報告書

2009 年 10 月 20 - 23 日

大韓民国、済州島

第16回委員会年次会合に付属する

拡大委員会報告書

2009年10月20-23日

大韓民国、濟州島

議題項目 1. 開会

1.1 第16回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1. CCSBT16の議長（チャン・イク・チャン教授）が会合を開会した。
2. チャン・イク・チャン教授（韓国）及びツウ・ヨウ・ツアイ（台湾）が拡大委員会会合の議長及び副議長として確認された。

1.2 議題の採択

3. 議題は別紙1のとおり採択された。
4. 参加者の紹介が行われ、参加者リストは別紙2のとおり。
5. 会合に提出された文書のリストは別紙3のとおり。

1.3 オープニング・ステートメント

1.3.1 メンバー

6. 拡大委員会のメンバーによるオープニング・ステートメントは別紙4のとおり。

1.3.2 協力的非加盟国

7. 協力的非加盟国によるオープニング・ステートメントは別紙5のとおり。

1.3.3 オブザーバー

8. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは別紙6のとおり。

議題項目 2. 事務局からの報告

9. メンバーは事務局からの報告書(CCSBT-EC/0910/04)に留意し、同文書に記載された以下の3つの勧告に合意した。
 - 今後のCCSBT及びその補助機関の会合はペーパーレスとする。
 - CCSBTのウェブサイトを更新・アップグレードする。
 - CCSBT会合への出席を長期的に承認するオブザーバーのリストを創設する。

10. 最後の項目を実施するためには、CCSBT 手続規則の修正が必要であることが留意され、そして、合意された修正内容及び長期的な承認オブザーバー・リストは、それぞれ別紙 7 の別添 C 及び D のとおり。

議題項目 3. 財政及び運営

11. 事務局長は、2009 年修正予算(CCSBT-EC/0910/05)及び 2010 年予算案(CCSBT-EC/0910/06)を含め、会合で検討する必要がある財政的な事項の概要を提供した。これら文書に関する詳細な検討については、財政運営委員会 (FAC) に付託された。
12. FAC は、以下について検討した。
- 2009 年修正予算案
 - 2010 年予算案
 - その他運営上の課題
13. FAC の議長としてオーストラリアが指名された。
14. FAC の議長は、FAC での審議の結果を報告した。これには、2009 年修正予算案、2010 年予算案、オブザーバーのステータスを長期的に認めるための手続規則の改正及びかかるステータスを当初付与するオブザーバーのリストについての勧告が含まれる。
15. 拡大委員会は、2009 年修正予算及び 2010 年予算案を含め、FAC の報告書及びすべての勧告を採択した。FAC の報告書は別紙 7 のとおり。
16. オーストラリアは、今年の資源評価及び管理手続きはオーストラリア大湾での航空調査の結果を利用して開発されることになることと説明した。同調査は、毎年 640,000 豪ドルの経費がかかり、漁業のモニタリングの重要な要素である。オーストラリアは、同調査を拡大委員会の予算に計上すること及びすべてのメンバーからの支持を要請した。
17. 拡大委員会は、現段階では同調査への財政的支援はできないこと、さらに、モニタリング調査は日本も実施していることや一部の RFMO では他のメンバーが拠出可能な任意の調査基金を設けていることについて言及した。

議題項目 4. SBT 漁業のレビュー

18. 会合は、SBT 漁業に関連するすべての課題が遵守委員会 (CC) で議論され、さらに議論する必要はないことに合意した。

議題項目 5. 遵守委員会からの報告

19. CC の議長は、別紙 8 にある CC の報告書を提出した。拡大委員会は、「保存管理措置の遵守の確保のための決議案」を含む同報告書の別紙 6

は案にすぎず、採択に向けた検討の前に拡大委員会においてさらに発展させる必要があることに留意しつつ、同報告書及び勧告を採択した。

20. 拡大委員会は、今回で退任するデーブ・ウッド議長のこれまでの4年間のCC議長としての尽力に謝意を表明した。
21. 今後2年間の新たなCCの議長として、ニュージーランドのスタン・クロザース氏が指名及び承認された。

議題項目 6. 統合的な監視、管理及び取締り (MCS) 制度

22. さらに議論すべきMCSの課題はないが、MCSに関する潜在的な追加決議の提案を含め、SBT漁業のリスク評価を実施する作業部会を休会期間中に開催するというCCからの提案が留意された。ニュージーランドが同部会の作業の調整役となることが合意された。

議題項目 7. 日本の卸売市場及びオーストラリアのSBT蓄養事業のモニタリング

7.1. 日本の卸売市場

23. 日本は、拡大科学委員会 (ESC) に最新の日本の市場レビューを提出し、それ以降特段の変更はないことを説明した。CDS及び関連する標識制度の導入に伴い、市場をモニタリングするためのより適切な制度が利用可能となるであろうことが留意された。
24. 会合は、日本の市場レビューを取り巻く課題については、既に拡大科学委員会で検討されたことに留意した。

7.2. オーストラリアのSBT蓄養事業

25. オーストラリアは、自国のSBT蓄養事業に関する最新の情報を提供するとともに、これはESC会合に提出したものであることに言及し、それ以降特段の変更はないことを説明した。

議題項目 8. 遊漁

26. 拡大委員会は、ニュージーランドが遊漁による漁獲量の推定値を提供したことに留意した。
27. オーストラリアは、質問に答える形で、2008年の遊漁による漁獲量については未だ提供しておらず、これは関連する国内の管轄政府による調査データの分析及び最終化が遅れており、未だ利用可能な状態にないためであると説明した。同調査報告書は間もなく利用可能になるだろう。

議題項目 9. 生態学的関連種作業部会からの報告

28. 生態学的関連種作業部会（ERSWG）の議長は、ERSWG の報告書（別紙 9）を提出し、ERSWG は混獲種の総死亡数の推定値を提供することは困難であったものの、当初の観測された相互作用の一覧表を提供したこと、及びその他の ERS 関連措置に向けて進展したことに言及した。
29. ERSWG 会合のタイムフレームについて議論した結果、拡大委員会は、2012 年上半期までに次回 ERSWG 会合を開催することに合意した。
30. 会合は、ERS の緩和措置の実施状況のモニタリングを継続するため、次回 ERSWG の前に CC においてかかる事項を検討することができることに留意した。
31. メンバーは、CCAMLR との関係の構築に関して、両機関間の取決め案の準備を含む事務局により行われた進展を歓迎した。5 つのまぐろ類 RFMO による Kobe II 会合を受け、特に生態学的関連種の保存に関して重複を避けるための規定を含む取決めを策定するとの観点から、メンバーは事務局に対して、CCAMLR 事務局との議論の継続並びに IOTC、WCPFC 及び ICCAT 事務局との間での同様の議論の開始を要請すべきことに合意した。
32. さらにメンバーは、そのような措置に対する遵守の程度について CC 及び関連する他の機関に報告することに合意した。
33. 会合は、メンバーが毎年 ERS への影響を評価し、次回の ERSWG に報告することを奨励されるべきことに合意するとともに、その影響の緩和及び削減に向けた手段も必要であることに留意した。
34. さらに会合は、メンバーは死亡数及び総死亡数を推定するためのスケールリング方法も含め観察した ERS との相互作用の一覧表を、ERSWG8 報告書別紙 4 と同様の書式で国別報告書に加えるべきことに合意した。
35. 拡大委員会は、このような修正とともに別紙 9 の ERSWG の報告書を採択した。

議題項目 10. 拡大科学委員会からの報告

36. ESC の議長は、別紙 10 の ESC 報告書を提出した。
37. ESC の報告書の主たる勧告が TAC の意味のある削減を達成することであることに留意しつつ、その報告書が提起した課題について広範な質疑応答が行われた。
38. ERS 報告書の別紙 13 にある資源状況の概要は、引き続き機密文書として扱うこととし、一般向けの ESC 報告書には当該別紙を含めないことが合意された。FAO 及び関連する RFMO に提出する修正後の資源状況の概要は、別紙 11 のとおり。
39. 拡大委員会は、上記の条件とともに ESC の報告書を採択した。

議題項目 11. 戦略・漁業管理作業部会からの報告

40. 戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の議長は、別紙 12 の SFMWG の報告書を提出した。拡大委員会は同報告書を採択した。
41. ニュージーランドは、CC において文書 CCSBT-CC/0910/10 で提供した戦略計画案を提出するとともに、同戦略計画は委員会に目標を提供することにより今後の重要な文書になり得るものであると説明した。
42. 会合は、同計画に対するニュージーランドの多大なる作業に感謝するとともに、同計画が均衡の取れた形で広範な課題を網羅していることに留意した。次回の SFMWG 会合でこの戦略計画案をさらに発展及び検討することが合意された。

議題項目 12. 第 2 回まぐろ類 RFMO 合同会合の報告及び行動指針

43. 事務局長は、第 2 回まぐろ類 RFMO 合同会合（Kobe2）の報告書及び同会合において提起された行動指針を検討する文書 CCSBT-EC/0910/15 を提出し、同報告書において直ちに行動すべき 10 の提案及び 2010 年開催予定の 4 つのワークショップが記載されていることに言及した。事務局長は、第 3 回まぐろ類 RFMO 合同会合は 2011 年に予定されていると説明した。
44. メンバーは、すべてのまぐろ類 RFMO 間の調和の改善に向けた作業をする上で Kobe プロセスは非常に重要であることに合意するとともに、特にこれらの機関によって実施される作業に関して、プロセスを合理化し重複を避けるため、事務局は他の RFMO との関与を継続すべきことを勧告した。

議題項目 13. 総漁獲可能量及びその配分

13.1 TAC の決定と配分

45. 会合は、SBT 資源は危機的な段階にあること、2009 年の SFMWG で合意されたとおり、資源を回復させ、初期産卵親魚資源の 20% とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントの達成に向けて取り組むためには、拡大科学委員会からの助言に従い、TAC の意味のある削減は不可欠であることに合意した。
46. 欧州共同体は、拡大委員会に対し、欧州共同体による SBT の漁獲は僅かな不可避の混獲であることに言及しつつ、自身の TAC 国別配分の増加について委員会での考慮を求めたいとした。欧州共同体は、非常に厳格な管理措置を実践しており、CCSBT と同様に他の地域漁業機関の保存措置を遵守していると説明した。欧州共同体は、TAC の全体が減少されたと

しても、欧州共同体の国別配分の増加分は TAC の中では無視できる割合であることに言及した。

47. 南アフリカは、同国が厳格な保存管理措置を有する責任ある漁業国であることに言及しつつ、CCSBT の正規メンバーとして加盟することを検討しており、そしてより公平な国別配分を受けられることを望むとした。
48. インドネシアは、現在の配分はインドネシアが CCSBT のメンバーになる以前の科学的助言に基づき与えられたものであることに言及しつつ、自国の国別配分の増加を要求することを検討しているとした。かかる要求は、SFMWG 会合の報告書に記載されている。さらに、インドネシアは、メンバーになって以降、漁業を効率的に管理しつつ、自国の SBT 漁業に対するモニタリング及び当該漁業に関するデータのレベルは向上し続けていることに言及した。
49. 拡大委員会は、別紙 13 の「みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議」に合意した。また、拡大委員会は、暫定的な管理措置の一部として、拘束力のある漁獲枠の上限に基づき 2010 年から 2011 年までの TAC を以下のとおり採択した。

	名目漁獲枠 (トン)	漁獲枠 (トン)	実際の漁獲枠の 制限
日本	5665	2261 (2010 – 2011)	2261 (2010 – 2011)
オーストラリア	5665	4270 (2010 – 2011)	4015 (2010 – 2011)
ニュージーランド	1000	754 (2010 – 2011)	709 (2010 – 2011)
韓国	1140	859 (2010 – 2011)	859 (2010 – 2011)
台湾	1140	859 (2010 – 2011)	859 (2010 – 2011)
インドネシア	750	651 (2010 – 2011)	651 (2010 – 2011)

50. 拡大委員会は、各メンバーが上記の表の 3 列目に記載された配分量に拘束されるべきことに合意した。
51. さらに、SBT 資源の再建に貢献するため、2010 年及び 2011 年において、オーストラリア及びニュージーランドは、上記の表の実際の漁獲枠の制限（4 列目）に記載されたとおり、それぞれ 255 トン及び 45 トンの自主的な削減を追加的に実施する。
52. また、拡大委員会は、CCSBT 条約第 11 条 2(b)の適用に関して、予算を上記表の 2 列目に記載した名目漁獲枠に比例して割り当てることに合意した。
53. 拡大委員会は、協力的非加盟国に対する 2010 年の暫定的な漁獲配分を以下のとおりとすることに合意した。

	漁獲枠(トン)
フィリピン	45
南アフリカ	40
欧州共同体	10

54. 拡大委員会は、2012年の配分から使用される割当配分ルールに関する議論を2010年の拡大委員会会合から開始することにも合意した。
55. 2012年及びそれ以降の割当配分を決定するにあたっては、ESCの報告書は十分に考慮されるものとする。
56. 南アフリカ及び欧州共同体は、資源状況を回復するために必要な削減量を著しく下回っていることに言及し、TACの決定に対する懸念を表明した。両国は、合意されたTACがSBT資源を全面的に改善させることは十中八九ないだろうと考えた。
57. 南アフリカ及び欧州共同体は、協力的非加盟国の配分の現状維持について、自国の国別配分の増加要望が考慮されなかったことに対し失望の意を示すとともに、TAC及びその配分に関する今後の協議はより透明性の高いものとなるよう要求した。
58. 南アフリカは、自国の配分に反対し、別紙14のとおり配分増加の要請に関する自らの立場についての声明を提供した。
59. 欧州共同体は、自身の5トンから10トンというほんの少量のTACの増加要求が、二度目も認められなかったことに懸念を表明した。さらに欧州共同体は、同共同体がCCSBT及び他の関連するRFMOの保存措置を全て遵守する責任ある漁業国であることに言及した。
60. WWFは、生態学的関連種(ERS)に対する措置について懸念を表明し、仮に現行の措置が100%遵守されたとしても多くの海鳥が大量に死んでいる可能性は依然としてあり、長期的に見れば非持続的であることに言及した。WWFは、拡大委員会に対し、海鳥の混獲を緩和させるための措置を速やかに導入することを要請した。
61. 会合は、別紙15の「保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議」を採択した。
62. 拡大委員会は、2010年のESC及びCCの会合における検討に関連して、事務局長に対し、他のRFMOでの先行例を活用し機密性のあるデータの交換に関する規則案及びその他の必要な取決め案を策定することを課すことに合意した。ECは、2011年及びそれ以降におけるデータの提供に関して、2010年の年次会合において規則案を検討する。

13.2 調査死亡量枠

63. 拡大委員会は、文書CCSBT-CC/0910/16を検討し、日本から要請のあった西オーストラリア州におけるひき縄調査のための1トンのRMA、並びに

オーストラリアから要請のあった同国によって実施される SBT の電子的及び遺伝的標識のための 10 トンの RMA を承認した。

議題項目 14. 協力的非加盟国

64. 事務局長は、協力的非加盟国 (CNM) のパフォーマンスを詳述する CCSBT-EC/0910/17 を提出し、この 2 つの CNM が 2008 年の国別配分を若干超過したことを説明した。事務局長は、欧州共同体は CCSBT の月別報告の要件に従うことは引き続き困難であったものの、同国の貿易情報スキームの遵守については改善したことに言及した。
65. 南アフリカは、2007 年及び 2008 年における自国の過剰漁獲に関して、各年とも既に同国の SBT 漁業は終了させたこと、40 トンという比較的少ない国別配分で SBT 漁業を管理することは非常に困難であること、同国漁業で漁獲される SBT の平均重量は非常に大きいという実態があることについて説明した。さらに、南アフリカは、自国の国別配分の増加を要求していると説明した。
66. 欧州共同体は、自身の SBT 漁業は混獲であること、SBT は対象種ではないため残念ながら CCSBT のメンバーと同様の方法ではいくつかの CCSBT の措置を遵守することはできないことを説明した。欧州共同体は、近年は混獲の削減も進んでいるものの、更にそれを削減することはできないと考えられること、そして国別配分の増加を要求していることに言及した。さらに欧州共同体は、仮に拡大委員会が TAC 全体を削減したとしても、自身が要求している増加分はその TAC から見れば依然として無視できる量であることに言及した。
67. 欧州共同体は、もう間もなく CCSBT の正式メンバーとなるための正式な申請プロセスを開始するところであり、これにより CCSBT15 で一部のメンバーが行った要請に答えることとなるだろうと説明した。議長は、欧州共同体の申請を歓迎した。
68. 議長は、激しい台風のため、フィリピンが会合に出席できなかったことに言及した。
69. 拡大委員会は、引き続きフィリピン、南アフリカ及び欧州共同体の協力的非加盟国としての地位を承認した。

議題項目 15. 非加盟国との関係

70. 事務局が中国及び米国に対して漁獲証明制度への協力を要請する書簡を送付することが留意された。

議題項目 16. 他の機関との活動

16.1 CCAMLR との関係

71. 事務局長は、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）及び他の機関との関係についての休会期間中の進展に関する最新情報を提供する CCSBT- EC/0910/19 を提出した。同文書は、CCSBT 及び CCAMLR 間の取決め案を含んでいる。
72. 会合は、CCAMLR との関係は、2005 年から継続する長年の課題であることに留意し、両機関の取決めの正式化への約束を再確認した。
73. 拡大委員会は、同取決め案の内容についていくつかの議論した後、可能な限り速やかにこれを正式化することを念頭に、休会期間中にさらに修正することについて合意した。

議題項目 17. ガバナンス – 議長及びコミッショナーの役割

74. 議長は、CCSBT15 において、委員会の議長及び副議長について、追加的な 2 年間の再任の可能性を含む 2 年間の任命に関して検討したことに言及した。
拡大委員会は、この項目に関する決定を CCSBT17 まで保留することに合意した。

議題項目 18. 2010 年の作業計画

75. 拡大委員会は、日本が 2010 年 4 月に戦略・漁業管理作業部会会合をホストし、その議長を務めることに合意した。同会合は、戦略計画案（別紙 16）及び SBT 再建戦略をさらに進展させ、そして拡大科学委員会が要請しているような管理手続きへのインプットを提供する。
76. 拡大科学委員会の作業計画が、緊急的な対応策に関する評価及び更なる設計を含め承認された。ニュージーランドの作業計画案（別紙 17）は会合の開催時期の指標として利用された。

議題項目 19. 委員会文書の機密性

77. 拡大委員会は、文書 CCSBT-ESC/0909/04 の別紙 A、文書 CCSBT-CC/0909/41、文書 CCSBT-CC/0910/BGD01 及び SC14 の別紙 13 を除く、CCSBT 16 の管轄下の会合報告書及び会合への提出文書を公開することに合意した。
78. 文書 CCSBT-ESC/0909/04、文書 CCSBT-CC/0909/41 及び CCSBT-CC/0910/BGD01 に関して、1 メンバーから、2010 年にこれらの文書の機密性の課題を再度取り上げ十分に議論すべきとの要請があった。

議題項目 20. その他の事項

79. 拡大委員会のためにニュージーランドが作成した戦略計画案は別紙 16 のとおり。同計画は、未採択であるが 2010 年 4 月の戦略・漁業管理作業部会において検討されることとなる。
80. 会合は、日本が提案した緊急的な対応策に関する決議案は議論していないが別紙 18 として含めることに合意した。

議題項目 21. 閉会

21.1 第 17 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選定

81. 拡大委員会は、2010 年の議長及び副議長は台湾及びインドネシアによってそれぞれ指名されることに合意した。

21.2 2010 年の会合の日程及びタイミング

82. 第 5 回遵守委員会会合は 2010 年 10 月 9 日から 10 日まで台湾において、2010 年の拡大委員会会合は 2010 年 10 月 11 日から 14 日まで台湾において開催することが合意された。

21.3 報告書の採択

83. 報告書が採択された。

21.4 閉会

84. 会合は、2009 年 10 月 23 日午後 6 時 08 分に閉会した。

別紙リスト

別紙

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 文書リスト
- 4 メンバーのオープニング・ステートメント
- 5 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
- 6 オブザーバーのオープニング・ステートメント
- 7 財政運営委員会報告書
- 8 第4回遵守委員会会合報告書
- 9 第8回生態学的関連種作業部会会合報告書
- 10 第14回科学委員会会合報告書
- 11 FAO 及び関連する RFMO に提出する資源状況の概要
- 12 戦略・漁業管理作業部会会合報告書
- 13 みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議
- 14 南アフリカの SBT 漁獲割当配分に関する同国の発言
- 15 保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議
- 16 CCSBT17 のための戦略計画案
- 17 CCSBT 会合の開催時期に関するニュージーランドの作業計画案
- 18 緊急的な対応策に関する決議案

議題

第 16 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

2009 年 10 月 20-23 日

大韓民国、濟州島

1. 開会
 - 1.1. 第 16 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
2. 事務局からの報告
3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
 - 3.2. 財政問題の議論と予算案の採択
4. SBT 漁業のレビュー
5. 遵守委員会からの報告
6. 統合的な監視、管理及び取締り制度
7. 日本の卸売市場及びオーストラリアの SBT 蓄養事業の監視
 - 7.1. 日本の卸売市場
 - 7.2. オーストラリアの SBT 蓄養事業
8. 遊漁
9. 生態学的関連種作業部会からの報告
10. 拡大科学員会からの報告
11. 戦略・漁業管理作業部会からの報告
12. 第 2 回まぐろ類 RFMO 合同会合の報告及び行動方針
13. 総漁獲可能量及びその配分
 - 13.1 TAC の決定
 - 13.2 調査死亡量枠
 - 13.3 TAC の配分

14. 協力的非加盟国
15. 非加盟国との関係
16. 他の機関との活動
 - 16.1. CCAMLR との関係
 - 16.2. その他
17. ガバナンス – 議長及びコミッショナーの役割
18. 2010年の作業計画
19. 委員会文書の機密性
20. その他の事項
21. 閉会
 - 21.1. CCSBT 第 17 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
 - 21.2. 2010年の会合の日程とタイミング
 - 21.3. 報告書の採択
 - 21.4. 閉会

参加者リスト
第 16 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

議長

チャン・イク・チャン 釜慶大学海洋生産管理学部教授

遵守委員会議長

デービッド・ウッド

科学委員会議長

ジョン・アナラ メーン湾研究所主任研究官

生態学的関連種作業部会議長

デヨン・ムン 国立漁業調査開発研究所鯨類研究所長

オーストラリア

ジョン・カリッシュ オーストラリア交渉団団長 地方科学局
アナ・ウィロック 農業・漁業・林業省国際漁業
ギャビン・ベッグ 地方科学局漁業海洋科学計画
ポール・マーフィ オーストラリア漁業管理庁本部長
カリーナ・マクラックラン 環境・水資源・国家遺産・芸術省海洋政策開発課
課長補佐
ナイジェル・ラウス 環境・水資源・国家遺産・芸術省海洋生物多様性
政策支局書記官補
ロビン・フロスト 法務省国際法室主任法律官
ベン・プレイル 外務貿易省海洋法・環境法・南極課長
ミーガン・ワトソン 在日本オーストラリア大使館一等書記官
ブライアン・ジェフリーズ オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
アンドリュウ・ウィルキンソン トニーズ・ツナ・インターナショナル本部長
テリー・ロマーロ オーストラリア船舶代理店最高経営責任者
ヨンマン・キム オーストラリア船舶代理店

ベン・ハー
リック・コレガ
マイケル・トーマス

ダエヤン・フィッシャリーズ最高経営責任者
セコール・ファームド・ツナ最高経営責任者
マークウエル・リスク・マネージメント・サービス取締役

漁業主体台湾

シューリン・リン
チシン・ファン
イチ・ファン
サンミン・ホン
エンジャン・シェ
クワンティン・リー

行政院農業委員会漁業署主任
行政院農業委員会漁業署専門家
中華民国（台湾）外交部専門家
対外漁業協力発展協会秘書
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会名誉会長
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

インドネシア

アガス・A・ブドヒマン
エルニ・ウィジャジャンティ
マハルス・アヤディ
プルウィート・マルトスプロト

海洋漁業省漁業資源管理部長
海洋漁業省沿岸漁業・公海資源部次長
海洋漁業省漁業総局職員
海洋漁業省インドネシアマグロ委員会

日本

宮原 正典
川島 哲哉
藤田 仁司
遠藤 幸仁
里見 昌記
谷本 卓也
伊藤 智幸

水産庁資源管理部審議官
水産庁資源管理部国際課課長補佐
水産庁資源管理部遠洋課課長補佐
水産庁資源管理部遠洋課
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
外務省経済局漁業室
独立行政法人水産総合研究センター
遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室長
日本かつおまぐろ漁業協同組合組合長
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合課長
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会

石川 賢廣
羽根田 弘
鈴木 敬幸
西川 喜美男
三浦 望
金澤 俊明
池田 博人

村田 光範
本山 雅通

全国遠洋かつおまぐろ漁業協会
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会コンサルタント

ニュージーランド

アーサー・ホーア
ドン・マックアイ
アリス・レヴェル
ステファニー・ヒル
ケビン・サリバン
エリック・バラット
チャールス・ハフレット
アビガイル・ピンク

漁業省高度回遊魚/遠洋漁業部長
外務貿易省特別アドバイザー
外務貿易省法律課
漁業省漁業分析官
漁業省科学部長
サンフォード最高経営責任者
ソランダー・フィッシュリーズ最高経営責任者
在韓国ニュージーランド大使館二等書記官

大韓民国

イルジョン・ジョン
チーゴック・アン
ジョンクワン・アン
サンキョン・キム
ツァン・ギム・キム
ドゥー・ハエ・アン
インケウン・パク
イルカン・ナ
チーゴン・キム

農林水産食品部国際漁業機関課長
農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
農林水産食品部国際漁業機関課長補佐
外交通商部国際経済局経済協力課三等書記官
国立漁業調査開発研究所上席研究官
国立漁業調査開発研究所上席研究官
韓国海外漁業協会
韓国海外漁業協会
思潮産業

協力的非加盟国

欧州共同体

アレクサンドラ・コーデッカ

欧州委員会

フィリピン

リチャード・サイ

サン・タイ・インターナショナル・フィッ
シング会長

南アフリカ

クレイグ・スミス

海洋沿岸管理局次長

ドン・ルーカス

南アフリカまぐろはえ縄協会会長

オブザーバー

ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナル

ナイジェル・ブラザーズ

海洋生態学及び科学技術コンサルタント

トラフィック・インターナショナル

グレン・サント

世界海洋計画指揮官

WWF

アリスター・グラハム

公海政策アドバイザー

CCSBT 事務局

ロバート・ケネディー

事務局長

鈴木 信一

事務局次長

サイモン・モーガン

データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

山影 葉子

文書リスト
第 16 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/0910/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Report from the Secretariat
5. (Secretariat) Revised 2009 Budget
6. (Secretariat) Draft 2010 Budget
7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries
8. (Secretariat) Report from the Compliance Committee
9. (Secretariat) Integrated Monitoring, Control and Surveillance System
10. (Secretariat) Monitoring of Japanese wholesale markets and Australian SBT farming operations
11. (Secretariat) Recreational Fisheries
12. (Secretariat) Report of the Ecologically Related Species Working Group
13. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee
14. (Secretariat) Report from the Strategy and Fisheries Management Working Group
15. (Secretariat) Report from the Second Joint Meeting of Tuna RFMOs and Course of Actions
16. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
17. (Secretariat) Cooperating Non-members
18. (Secretariat) Relationship with Non-members
19. (Secretariat) Activities with Other Organisations
20. (Secretariat) Governance Arrangements– Role of Chair and Commissioners
21. (Secretariat) Program of Work for 2010
22. (Secretariat) Confidentiality of Extended Commission Documents
23. (SC Chair) Report of the Fourteenth Meeting of the Scientific Committee
24. (New Zealand) New Zealand proposals for ongoing consideration of Ecologically Related Species

(CCSBT-EC/0910/Rep)

1. Report of the Fourteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2009)

2. Report of the Eighth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (September 2009)
 3. Report of the Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (July 2009)
 4. Report of the Strategy and Fisheries Management Working Group Meeting (April 2009)
 5. Report of the Fifteenth Annual Meeting of the Commission (October 2008)
 6. Report of the Third Meeting of the Compliance Committee (October 2008)
 7. Report of the Thirteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2008)
 8. Report of the Ninth Meeting of the Stock Assessment Group and Fifth Meeting of the Management Procedure Workshop (September 2008)
 9. Report of the Independent Expert on the Performance Review (September 2008)
 10. Report of the Performance Review Working Group (August 2008)
 11. Report of the Fourteenth Annual Meeting of the Commission (October 2007)
 12. Report of the Twelfth Meeting of the Scientific Committee (September 2007)
 13. Report of the Thirteenth Annual Meeting of the Commission (October 2006)
-

(議論予定の遵守委員会由来文書)

(CCSBT-CC/0910/SBT Fisheries -)

New Zealand	Annual Review of National SBT Fisheries—New Zealand
Australia	Australia’s annual review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
Indonesia	Annual Review of Indonesian SBT Fisheries for the Annual Commission and Compliance Meetings
Japan	Review of Japanese SBT Fisheries in the 2008 Fishing Season
Taiwan	Review of Taiwan’s SBT Fishery of 2008/2009
Korea	Review of Korean SBT Fishery in the 2008 Fishing Season
South Africa	Annual Review of the South African SBT Fishery for the 16 th Annual Meeting of the Commission
European Community	Report of 2008 SBT Fishery – European Community

(CCSBT-CC/0910/)

8. (Secretariat) Development of a Unique Vessel Identifier (UVI)
9. (New Zealand) Identification of Options and Priorities for Future Compliance

Measures

10. (New Zealand) Draft Strategic Plan for CCSBT
12. (Japanese) Monitoring Japanese Markets

(CCSBT-CC/0910/BGD)

1. (Japan)(Secretariat) Secretariat Review of Catches (ESC agenda item 4.2)
(Originally CCSBT-ESC/0909/04)
2. (Japan) Follow-up analysis on age composition of southern bluefin tuna used for farming in 2007. (Tomoyuki Itoh, Takaaki Sakamoto and Takahisa Yamamoto)
(Originally CCSBT-ESC/0909/29)
3. (Japan) Analysis of age composition of southern bluefin tuna used for farming in 2008. (Tomoyuki Itoh, Takaaki Sakamoto and Takahisa Yamamoto) (Originally CCSBT-ESC/0909/30)
4. (Japan) Estimation of growth in farmed southern bluefin tuna using the CCSBT conventional tagging data (Osamu Sakai, Tomoyuki Itoh and Takaaki Sakamoto)
(Originally CCSBT-ESC/0909/31)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、ご列席の皆様、

アンニョンハセヨ、おはようございます。

第16回みなみまぐろ保存委員会拡大委員会会合をホストし、さらにこの重要な会合のためにこのような特別な場所を選んでいただいた韓国政府に対して感謝申し上げます。我々は、この場の平静な環境が、我々を論議に集中させ、また共通の理解を醸成させ、そして委員会の主たる目的、すなわち、みなみまぐろの最適利用の達成をもたらすものとなるよう希望しています。そしてまた、この美しい済州島は「新婚旅行の島」として有名であります。私は、深刻な思いをもって CCSBT の 15 年目の新婚旅行は既に終了していると言わなければなりません。

みなみまぐろは、海の中で最も高級な魚の 1 つです。このみなみまぐろは食用に適しており、美味しいという人もいますが、このようなことが、みなみまぐろ自身にとって望ましい方向には作用してきませんでした。このような事実が、みなみまぐろ及びその近縁種であるくろまぐろが高級であることとも相まって、これらの乱獲を招いてきたのです。我々は、しばしば引き合いに出される「コモンズの悲劇」の状態に直面しているのです。みなみまぐろに関して申し上げれば、地球上に広範に存在するコモンズがあり、この乱獲を覆すためには国家及び漁業主体による協力が必要なのです。

今年の CCSBT の拡大科学委員会では、資源評価のために使用してきたオペレーティング・モデルにいくつか重要な修正を加え、新たな資源評価を実施しました。我々は、この評価は、特にオーストラリア大湾においてオーストラリアが実施した若齢魚の豊度推定のための航空調査といった漁業から独立した調査から新しくそしてより良いデータを取り込むなど、広範な要素を含んでいることもあり、これまでの評価を改善したものだと信じています。それにもかかわらず、みなみまぐろの産卵親魚資源量は、漁業が行われなかった場合の産卵親魚資源量の 10% を下回っています。

生物学的及び経済学的な観点から見れば、これはいかなる漁業も容認できない状況ということになります。この点につきましては、漁業が行われなかったときの産卵親魚資源量の 20% をリミット・リファレンス・ポイント、すなわちこれよりも資源を減少させない点と定めるオーストラリア政府の漁獲戦略政策から見ても明白です。この漁獲戦略計画によりますと、完全な国内管理漁業の場合であれば、資源が 20% のリミット・リファレンス・ポイントを下回れば、この資源を対象とするすべての漁業を中止し、資源の再建のための再建戦略が策定されることとなります。オーストラリアとしましては、世界的規模で管理している漁業は別の決まりにしたがって管理すべきもので

あるものの、この漁獲戦略政策の原則は関連しているものだと認識しています。

オーストラリアの漁獲戦略政策は、国連海洋法条約並びにストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する実施協定と整合的なものです。この委員会のすべてのメンバーがこれらの条約に従わなければなりません。

みなみまぐろは、既に1999年から2002年までの4年間、加入の失敗をしてきました。2006年のCCSBT13において、委員会は、これら数年間の乏しい加入が、2014年の産卵親魚資源のサイズに与える負の影響を予測して、2014年の産卵親魚資源量が2004年よりも下回らないことを確保しようと努めました。しかしながら、我々は、産卵親魚資源が回復しているという証拠は持ち合わせておらず、さらに数年間低い加入量が続く可能性もあります。

委員会は、この傾向を覆すための行動を起こし、資源を再建するための戦略に合意しなければなりません。拡大科学委員会は、資源を再建させるために「・・・漁獲量の意味のある削減・・・」を要請しました。委員会は、CCSBTの戦略・漁業管理作業部会において、暫定的な再建の目標を漁業が行われていなかったときの産卵親魚資源量の20%とすることに合意し、既に再建に向けた最初の1歩を踏み出しています。委員会のメンバーは、手を取り合い、このゴールの合理的な期間内での達成を確保することに合意しなければなりません。

オーストラリアとしましては、みなみまぐろの総漁獲可能量を減らす必要があると考えています。オーストラリアにとって、このような決定は特に重要な意味を持つものです。オーストラリアは、いわゆる「漁業国」ではなく、我々よりもはるかに大きい漁業業界を持つメンバーの協力を得てこの委員会に参加していますが、ある極めて大切に経済的にも重要な漁業を抱えております。みなみまぐろ漁業は、オーストラリアの最も経済的に重要な漁業の上位にあり、取扱量及び金額の両方の点において最も規模の大きい漁業の1つです。また、この漁業は、南オーストラリア州のポートリンカーンという単一のコミュニティに集約していますので、結果的にこのコミュニティ及び地域にとって極めて大切なものとなっています。したがって、オーストラリアは、**CCSBTのすべてのメンバー**がみなみまぐろの資源の再建に貢献することを期待しています。

オーストラリアとしましては、CCSBTの合意に対する過去の行動及び非遵守が、主としてすべてのCCSBTメンバーを現在のような困難な局面に陥らせたということを十二分に認識しています。また、我々は、もしすべてのメンバーが国別配分に関するCCSBTの決定に従っていたとするならば、みなみまぐろ資源は、漁業が行われない場合の産卵親魚資源量の20%とする現在の暫定的な再建目標を、2006年までに達成とまではいかないにしても、ほとんど達成するところまでできていたのではないかと認識しています。我々は、みなみまぐろの国別配分に対する遵守、及びすべてのメンバーが委員会の決定に

従っているわけではないという事実について、引き続き大きな懸念を抱いています。結果的に、我々は、みなみまぐろの全世界の漁獲量は、現在合意されている総漁獲可能量を相当程度上回っているものと認識しています。このような過剰漁獲を根絶しなければなりません。

オーストラリアとしましては、効果的な監視、管理及び取締り措置が実施され、漁獲量が効果的に管理されることを確保すべく、すべてのメンバーとの作業を継続していく所存です。我々は、CCSBT15で合意された漁獲証明制度が、この目的を達成する上で重要な役割を果たしていくものと認識しています。しかしながら、漁獲証明制度は、過剰漁獲や違法漁獲を十分効果的に根絶するものではありません。検証制度は、効果的かつ広範囲なものでなければなりません。メンバー及び協力的非加盟国、寄港国並びに市場国は、みなみまぐろのための十分に効果的な管理体制を達成するために全面的に協力しなければなりません。

最後に重要なことを申し上げますと、我々は、生態学的関連種に対する漁業の影響を最小化しなければなりません。我々は、自国国民だけでなく世界中の人々に対しても、自らの責任を果たさなければなりません。多くの海鳥の種、特にアホウドリ及びミズナギドリの苦境は十分認識されており、一部の種に関する今後の見通しは悲観的なものです。さらに我々は、サメ類、海亀及びその他の海産種に与える漁業の影響を無視することはできません。我々は、国際的な法的義務に従って、これらの影響を削減するために前に踏み出していかなければなりません。

オーストラリアは、率直かつ建設的な議論が行われ、この会合でみなみまぐろ資源を再建の軌道に乗せるための措置が決定されることを期待しています。

ありがとうございました。カムサハムニダ。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

代表団の皆様、オブザーバーの皆様、ご列席の皆様、おはようございます。

我々の代表団を代表して、この美しい濟州島を我々の会場として選定していただいた韓国に対して感謝申し上げます。また、協力的非加盟国である南アフリカ及び欧州共同体の代表団のご参加を歓迎します。

今次会合にとって極めて重要な課題は、翌年の総漁獲可能量（TAC）を決定することです。この3年間のTACの削減後、2009年9月に開催された拡大科学委員会（ESC）の報告書において、漁業指標はある程度の上昇傾向を示していたものの、産卵親魚資源が低いことに対して引き続き懸念があったということに、我々は留意してきました。ESCは、拡大委員会が現在のTACから漁獲量の意味のある削減を達成することを勧告しました。

みなみまぐろ（SBT）の持続可能な利用のためには、我々は、いかにしてメンバー間の配分を一刻も早く削減するかということを検討しなければなりません。望ましくない状況に直面しつつも、我々は、資源がさらに崩壊するのを避けるため、拡大委員会のすべてのメンバーがこの会合においてTACに関して最善の決断を行うことができるものと信じています。

CCSBT 拡大委員会によって採択された保存管理措置を効果的に実施するためにも、第 15 回 CCSBT 年次会合において、拡大委員会は、3 つの優先度の高い遵守措置、すなわち漁獲証明制度（CDS）、船舶監視システム（VMS）及び洋上転載を採択したところです。このうち VMS 及び洋上転載については、本年に施行されており、CDS については 2009 年 1 月 1 日から実施されることとなっています。私は、これらすべての措置を導入することによって、データの質及び国別漁獲枠のモニタリングの改善に役立つことを希望しています。

最後になりましたが、我々は、この数日間、すべてのメンバー及び協力的非加盟国と共に作業を行い、実りある結果が得られることを期待しています。

ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、オブザーバーの皆様、ご列席の皆様。

この度 CCSBT の第 16 回委員会年次会合に参加できることを大変嬉しく思っています。そして、インドネシア政府を代表して、美しい済州島でこの委員会会合の開催をホストしていただいた韓国政府に対して心より御礼申し上げます。

既にお気づきの方もおられるかと思いますが、インドネシアが正式メンバーとしてこの会合に参加するのは、2008 年初めに正式メンバーとなって以来、今回で二回目です。ご承知のとおり、我々は人材及び財政的な面での能力に限界があるため、みなみまぐろの管理を強化するための委員会の作業上の義務を果たすのに、未だに四苦八苦しているところです。それは、我々のリソースが限られているため、委員会及びその補助機関の会合に我が代表団が十分な形で参加できていないことからお分かりかと思えます。今回においても、残念ながら業界からの代表が参加しておりません。

代表団の皆様、ご列席の皆様、

データ収集に関しましては、我々は、IOTC、WCPFC 及び CCSBT との協力のための OFCF からの財政支援に非常に感謝しています。また、2009 年 5 月にはジャカルタにおいてログブック制度に関するワークショップが開催されました。政府の代表だけではなく、ASTUIN (まぐろ漁業協会) 及び ATLI (まぐろはえ縄漁業協会) に代表される業界もこのワークショップに参加しました。インド洋でのインドネシアのまぐろ漁業は比較的早く発展しましたが、インドネシアの水産業界は未だにログブック計画の導入の初期段階にあり、この計画は漁業が正に初期段階にある時により早期に開始すべきであったことは明らかです。

他方、科学オブザーバーに関しては、オーストラリア及び日本からの財政支援の下、IOTC との協力を通じて早期の段階から開始しています。我々は、ログブック計画の導入を通じてのみ、みなみまぐろの管理の強化のための委員会の重要な計画の 1 つである CDS 制度を強化できるものと期待しています。

現在の状況から見れば、みなみまぐろ漁業の将来はそれほど明るいものとは言えず、また漁獲努力を管理するためにメンバーが協力して努力すべきことへの要請がこの委員会のあらゆる会合で繰り返されてきています。我々は、他のメンバーと作業を共にし、この問題の適切な解決策を見出せることを期待しています。

最後になりましたが、インドネシアの委員会支援へのコミットメントの一環として、第 18 回委員会年次会合を 2011 年にインドネシアで開催することを提案します。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

おはようございます。

日本代表団を代表して一言申し上げます。最初に、この濟州島という美しい地で会議を主催して下さった韓国政府に心よりお礼申し上げます。本年の会議は難しいものとなりましょうが、我々はこの地での滞在をできる限り楽しみたいと考えております。

さて、本年の科学委員会はミナミマグロについて、現在の資源が非常に懸念すべき状態であるとし、漁獲量の減少を勧告しました。日本は、責任ある漁業国として、この科学委員会からの勧告を尊重したいと考えます。幸運にもミナミマグロは、次回CITES締約国会議で付属書掲載提案を逃れましたが、今回提案された大西洋クロマグロよりも悪い資源状態にあると考えられます。かかる状況で、委員会においては本年、科学的根拠に基づく管理措置をとる必要性が一層増しております。また、未成魚の保護し、産卵まで成長させることも重要な課題です。仮に今回、合意が達成されなかった場合、数年前のように各国随意の枠で漁獲を継続することは許されず、合意がなければ我が国としては明年漁期、漁業や輸入を一時停止（suspend）せざるを得ない状況になると考えます。日本は、日本の市場がミナミマグロを消費しすぎ、ミナミマグロの資源を悪化させたとの非難を受けるわけにはいきません。

更に管理措置の実施についても、締約国は等しく厳しい監視と取締り、漁獲報告の検証（verification）をしなければならないことは、本年4月の戦略・漁業管理作業部会で確認されたとおりです。CDS導入に伴い、我が国としては、こうした実施が確保されていないミナミマグロ製品を自国市場に受け入れるわけにはいかないと考えております。

こうした厳しい方針をもって、日本代表団は濟州島に参りました。是非今週、皆さんと建設的に協力し、有意義な合意を達成したいと考えております。ありがとうございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ コウトウ、テナ コウトウ、テナ コウトウ カトア。ナガ ミヒ、ヌイ キ ア コウトウ。

[皆様、こんにちは、こんにちは、こんにちは！]

ニュージーランドの代表団を代表して、この会合の議長、代表団の皆様及びオブザーバーの皆様にご挨拶申し上げます。

まず初めに、我々を迎え入れてくれた議長に御礼申し上げるとともに、今週行われる議論のために素晴らしい会場を用意してくれたホストに対しても御礼申し上げます。

議長、ニュージーランドは、この委員会は重大な局面を迎えていると言っても過言ではないと考えています。我々は、科学委員会議長からの資源状況に関する本年の評価結果の説明を心待ちにしているところではありますが、科学委員会報告書を拝見しますと、しばらく前から十分に気付いていたことが確固たるものになりました。すなわち、みなみまぐろの資源は極めて低いレベルにあり、もし我々が、将来これがさらに減少するのを防ぐための力強い行動を共に起こさない場合には、それに対する深刻なリスクが存在するということです。

だからこそ我々はここに来ている訳です。地域漁業管理機関の目的は、その機関が管轄する資源の管理に向けてメンバーが協力して行動する枠組みを彼らに提供することです。今日まで我々は、この我々が従っている条約の主たる目的、すなわちみなみまぐろの保存と最適利用を達成できていません。我々には、この状況を変えていく義務があります。我々は、この科学的助言は明快であり今まさに我々は断固として行動を起こすべき段階にあると考えています。

議長、我々は、この会合において決断を下すべきいつくかの重大な事項を抱えています。我々は、みなみまぐろ資源を再建させるための行動を取らなければなりません。我々は、意味のある漁獲量の削減を実施することによる影響を緩和するため、その実施のタイムフレームについてはある程度柔軟に考慮することになりますが、我々に突き付けられた科学的助言に対処するための包括的な行動の開始を先延ばしにすることはできません。

資源の危機的な状況をかんがみれば、漁獲量を合意されるレベル以下に維持することを確保するための措置も、この会合の成果の1つとしてこれらの行動に含まれることになるでしょう。すなわち、すべてのメンバーが自身の遵守体制の有効性を検討し、その体制の欠点を改善するよう行動する必要があるでしょう。監視、管理及び取締り措置は、引き続きこの委員会の優先事項の1つでなければなりません。

1980年代以降、ニュージーランドはみなみまぐろの保存を誓い積極的に関与してきましたが、我々はそのような行動に対する利益を十分に享受できていない状況に相当なフラストレーションを感じています。我々のCCSBTの当初メンバーの一員としての長きに渡る要求についての決議がようやく実現されましたので、我々は今まさにこのような利益の制限を考慮する必要性に直面しているのです。

議長、この挨拶を終わるにあたって、私は、我々すべての前に立ちはだかる事態の深刻さに対する他のメンバーの認識に勇気づけられたということを申し上げます。ニュージーランドは、責任ある漁業国であることに誇りを持っており、持続可能な漁業の管理を行うことをお約束します。それゆえ、我々は他のメンバーと共に作業をすべくここにいるのですが、我々はこれ以上その重責を不均衡な形で負担するつもりはないことを最後に付け加えさせていただきます。

ありがとうございました。

韓国のオープニング・ステートメント

おはようございます。
議長、代表団、オブザーバー、ご列席の皆様。

まず初めに、皆様の濟州島へのお越しを歓迎するとともに、この第16回CCSBT会合をホストすることができ大変嬉しく思っています。また、事務局に対して、この重要な会合の準備のための多大なるご尽力及び特筆べき作業に感謝申し上げます。

さてここでは、遵守委員会の初日に我が次官がご挨拶申し上げた内容に沿って、韓国の立場をご説明したいと思います。つまりそれは、委員会に対してみなみまぐる資源を回復させるための断固たる行動を起こすよう強く要請するものです。

これまでの二日間、我々はおもっても重要な議題、すなわち全世界のTACとその配分の決定に関して既にある程度予備的な議論を行ってきました。他の代表団と同様に、韓国としましても科学委員会の勧告、つまりTACの意味のある削減について考慮し、全世界のTACを削減すべきとの考えを共有しています。さらに、我々は正真正銘の資源管理機関であり、SBTを適正に管理する能力があるということの世界全体に示す必要があります。

韓国は、そのような全世界のTACの削減の負担を他のメンバー及び協力的非加盟国とともに公平な形で分かち合うことをいといません。現在のSBTの危機的な状況をかながみれば、韓国としてもその資源を回復させるための長期的な戦略計画の必要性を感じています。

他方、漁業活動及び漁獲物の流通のモニタリングは、IUU漁業の活動を阻止し、資源を回復させるのに必要不可欠な手段です。このため、韓国としては、来年から開始される漁獲証明制度を確実に実施することに重点を置いていく所存です。韓国は、標識のスキームを含むこのCDSは、数あるRFMOの制度の中において、漁獲物に関する正しい情報を漁獲から市場まで確保する最も強力な漁獲物追跡制度であると確信しています。我々は、最善を尽くしてこの制度を立ち上げたところですが、これを実施する過程で実用性又は他のRFMOの同様なスキームとの調和の観点から追加的な問題が出てくるかもしれません。我々は、引き続き来年以降の最優先課題としてこのCDSの改善を継続していきたいと考えています。

最後になりましたが、参加者の皆様全員に世界で最も美しい場所の1つである濟州島の風景を満喫していただきたいと思っています。

ありがとうございました。

欧州共同体のオープニング・ステートメント

議長、代表団、ご列席の皆様。

欧州共同体にとって、このみなみまぐろ保存委員会年次会合に出席できることを嬉しく思います。そして、この会合を美しい済州島においてホストしていただいた韓国に対して御礼申し上げます。

まぐろ漁業は世界中で行われており、多国間による国際的な協力を通じた全体的な統治制度の開発及び支援は EC の対外的な漁業政策上の重要課題の 1 つです。今の我々の立場は、我々の全体的な手法に則したものです。すなわち、それは、各地域漁業管理機関において、特にまぐろ漁業に関して、首尾一貫した政策及び管理行動を確保することにあらゆる努力を尽くすというものです。また、我々は、みなみまぐろの保存及び持続可能な管理を確保するため、CCSBT に対する自身の責務を果たし、この RFMO を強化することを引き続きお約束したいと思えます。

ご承知のとおり、EC は、南洋での漁業においてみなみまぐろを対象としていません。しかしながら、共同体のはえ縄漁船の中には、この水域でメカジキやサメを対象とした漁業を行っている際にみなみまぐろを避けられずに若干混獲してしまうことがあります。我々は、そのような混獲をできるかぎり少なくしようと最善を尽くしているところです。この 1 年、ポルトガルの船団は、多くの苦勞をとめないながらも SBT の混獲を少なくすることに成功しており、現在のところその数は 0 であります。同じくスペインの船団による混獲も総漁獲量の 0.05% に過ぎません。

それでもなお、我々の船団はこのような改善や全面的な努力を行っていますが、欧州共同体の漁獲量は 10 トンという非常に少ない割当枠を超過し続けており、これは技術的に不可避なものであると申し上げざるを得ません。

このような現実に照らし、そして本件に関する昨年の議論を踏まえ、EC としましては、委員会に対して、この水域における共同体のはえ縄漁業の性質上不可欠である EC 向けの協力的割当の少量の増加について考慮していただきますよう申し入れたいと思えます。

みなみまぐろ資源の全体的な状況に対する我々の漁業活動及び漁獲量の影響は極めて小さいものですが、このような増加によって、漁場における我々の船団の活動の技術上の実態が反映されることになるでしょう。我々は、CCSBT のメンバーに我々の立場をご理解していただき、このような状況における我々の手法の開放性及び透明性を高く評価していただけるものと確信しております。

最後になりましたが、我々は、CCSBT の正式メンバーとなろうとしていることに対して昨年 CCSBT のメンバーから励まされたことを強調します。EC は、

委員会の正式メンバーになることの重要性を十分に認識しており、直ちに正式な加盟手続きを開始したいと考えています。

我々は、今次会合に参加することを楽しみにしており、またこの会合が生産的ものとなり、成功裏に終了することを望んでいます。

ありがとうございました。

南アフリカのオープニング・ステートメント

平穏で美しい濟州島において、この重要でなおかつ困難な会合の開催をホストしていただいた韓国に対し、南アフリカとして御礼を申し上げたいと思います。また、この機関に必要な支援を提供するために精力的に作業を行ってきた事務局職員に対しても感謝申し上げます。南アフリカは、みなみまぐろ資源の状況を十分に理解しており、この南洋の象徴的な種の資源の再建に関する連携を通じて、メンバー及び協力的非加盟国の同志と共に緊密な業務関係を醸成していきたいと思えます。

南アフリカの大型遠洋はえ縄漁業は、2005年に初めて商業漁業の権利が認められた新しいものです。これらは、メカジキを対象とした20件、マグロを対象とした30件からなる長期的な権利です。40トンという現在のわずかな漁獲枠のため、南アフリカの大型遠洋はえ縄漁業によるみなみまぐろの漁獲は、同種が南アフリカのEEZ水域に跨って生息しているにも関わらず、混獲種という形を強いられています。2007年及び2008年に南アフリカのみなみまぐろ漁業が早期に休漁となったことから示されるように、仮に船団の50%が混獲として漁獲した場合でも、現在の割当量は適切な量ではありません。このことが権利者に多大なフラストレーションをもたらしました。つまり、それは、一旦、国の割当量が満たされれば、漁獲したみなみまぐろをすべて放流するように要求するものであったからです。

今現在、南アフリカは、南アフリカ国民への直接の利益のため、みなみまぐろのはえ縄漁業を専属的に開発しようとしているところです。この漁業を発展させる上で、南アフリカは相当程度の枠の増加を要求することになるでしょう。割当量を増加させるための動機づけとして、委員会において考慮していただきたい情報を次に申し上げます。

- 1) 南アフリカは、発展途上国であり沿岸国です。
- 2) 南アフリカは、みなみまぐろの生息国の1つであり、みなみまぐろは我々のEEZを回遊しています。
- 3) 南アフリカは、みなみまぐろのはえ縄漁業の最も重要な漁場の1つに隣接しています。
- 4) 全世界のTACのおよそ25%が、南アフリカの水域で漁獲されていると推定されています。
- 5) 南アフリカは、CCSBT、ICCAT、IOTC及びCCAMLRのような種々のRFMOにおいて実証されているように、適切に法令を遵守してきた実績があります。
- 6) 南アフリカは、わずかなみなみまぐろの割当量を管理するという方法によって、自国が責任ある漁業国であることと、そのわずかな割当量を管理することが極めて困難であることを示してきました。
- 7) 南アフリカは、VMS及び毎日の漁業ログブック義務、すべての水揚げのモニタリング、広範なオブザーバー・カバレッジ、洋上転載の禁止、最小体

長制限並びに統計文書の確認といった厳格な措置の導入によって、大型遠洋漁業の管理を進めているところです。

- 8) 南アフリカは、自主的なサメの混獲制限及び海鳥の偶発的捕獲制限を通じて、漁業への生態系アプローチの導入においても大きな進歩を遂げてきています。
- 9) 南アフリカは、年間およそ3千トンのみなまぐろが通過する重要な寄港国であり、みなまぐろの管理上極めて重要な役割を担っています。

現在のところ、南アフリカは単なる協力的非加盟国として認められています。しかしながら、CCSBTは加盟料がもっとも高いRFMOであることも認識されており、南アフリカにとって、現在の40トンの割当配分では、CCSBT協定を批准し、そして会合に参加する意義を見出すことは経済的に不可能です。他方、割当量が相当程度増加すれば、南アフリカは、CCSBT協定の批准を約束することができるようになるでしょう。南アフリカを正式メンバーとし、同国に公平に割当配分を付与することで、この機関に利益がもたらされることでしょう。すなわち、これは、1)信頼できる漁業データの提出、2)南アフリカの港でみなまぐろを水揚げ及び転載する外国船の専属的なモニタリング、3)この機関の経済的な支出及び管理上の問題の共有、を通じて南アフリカが委員会の戦略的なゴールの達成を支援することでもたらされるものです。

最後になりましたが、割当量の配分に関して、我々は、南アフリカのような発展途上の沿岸の生息国の権利と願望を考慮した、透明かつ公平な方法によって審議が行なわれるものと信じています。南アフリカは、合法的にみなまぐろはえ縄漁業を発展させるため、またCCSBTのメンバーとなるための経費を正当化できるようにするためにも、割当量の相当程度の増加を求めています。我々は、我々の漁業を効果的に管理し、CCSBTの保存管理措置を遵守することが可能であることを証明してきました。南アフリカは、委員会の正式メンバーとして、この象徴的なまぐろの再建に重要な役割を果たしていきけるものと確信しています。

ヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナル(HSI)の
オープニング・ステートメント

ヒューメイン・ソサイエティ・インターナショナル (HSI) は、オブザーバーとして第 16 回委員会年次会合に出席できることを喜んでおります。

CCSBT のパフォーマンスレビューに関する独立専門家の報告書は、委員会は「非常に大きな課題に直面し、それらについて限定的な成功しか収めていない」ことを認めました。解決されていない重要な課題とは、委員会が、生態学的関連種に対するはえ縄漁業の影響を適切に扱っていないことです。

また、独立専門家の報告書は、CCSBT は、何年もの無活動の状態を変えて、生態学的関連種 (ERS) を取り扱うという CCSBT の 2 つ目の権限を果たすチャンスが与えられているともコメントしました。

委員会が自らの責任を果たすことを促すために、HSI がはえ縄漁業、海洋種の生態学及び ERS 緩和に関する優れた専門家の代表として協力してきたのはこのような理由からです。この点に関して、HSI は、オーストラリア SBT 産業協会からの財政支援に感謝いたします。

HSI は、委員会が 2008 年の委員会会合において、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告を採択し、このような方向に進み始めたことを評価いたします。

しかしながら、HSI としましては、昨年合意されたその勧告がメンバー及び協力的非加盟国に対して、他の RFMO の水域で操業する際には当該 RFMO の緩和措置に従うべきと勧告しただけで、みなみまぐろ (SBT) を対象としたすべてののはえ縄漁業にどの水域であっても適用する新たな義務的な混獲緩和措置について委員会が積極的に責任のある対応を取らないのは不十分であると考えています。また、トリラインの単独使用は、海鳥の混獲を回避するのに不十分であることも申し上げたいと思います。

世界中に分布するアホウドリ 24 種のうち、17 種が CCSBT 管理海域に分布しています。もしかすると、この地域漁業管理機関が、大部分が絶滅の危機に瀕しているこの鳥類群に最も大きな影響を与えているかもしれません。およそ 13,500 羽の海鳥が毎年 CCSBT に関連した漁業によって死亡し、そのうち 10,000 羽がアホウドリ類であると推定されています。今年の ERS 会合の報告書によれば、海鳥の死亡率が容認できないほど高いレベルで継続しており、メンバーはこれがトリラインの使用中の死亡率であることを認めています。

したがって、HSI は、海鳥と海亀のリスク評価を実施するというニュージーランド政府の提案を歓迎し、そしてすべてのメンバーにこの差し迫った作業

に協力するよう要請します。また、HSIは、ERSに関するデータ収集を改善するためのERSWGの勧告も支持します。

しかしながら、今後のERS管理を改善するために情報が収集されリスク評価が実施されるとしても、すべてのSBT漁船が、他のはえ縄漁業の操業時において海鳥の混獲を最小化するのに効果があると実証されている緩和措置を直ちに実施しなければなりません。例えば、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会では、夜間投縄や加重縄の追加によって海鳥の混獲率の劇的な減少が見られており、今日では、CCAMLR条約水域内からは混獲ゼロという報告が定期的に行われています。（CCAMLR条約水域の外側にいるこれらの鳥に対して、CCSBTがはえ縄漁業の影響を緩和しなかったことよって台無しにされるおそれがある成果）。

無活動だった数年間から脱却するため、HSIは、CCSBTのメンバーに対して、次の措置の採択の合意にこれ以上時間を無駄にしないよう要請します。すなわち、SBTを対象としたすべてののはえ縄漁業の操業において、餌を保護するための他の戦略とともに、夜間投縄及び加重縄を義務的措置として早急に採択するというものです。

サメの混獲問題に取り組むため、HSIは、非保持方針並びに高リスクの海域及び時期における休漁の採択を勧告します。仮にサメを保持する場合には、ヒレ切りを行ってはなりません。さらに我々は、サメ類の偶発的な捕獲を回避するための緩和措置に関する調査及び開発を行うよう勧告します。

HSIは、SBTを対象としたはえ縄漁業での海亀の混獲の程度について早急に調査するよう要請します。これは特に、海亀が混獲されるリスクが高いと考えられるSBTの産卵場での操業に関するものです。

混獲の緩和に関してこのような改善すべき余地があることから、HSIは、委員会に対して生態学的関連種作業部会会合を毎年開催することに合意するよう要請します。CCSBTは、SBTを対象とした漁業の持続可能性と生態学的関連種に対する影響の双方を管理するという二つの権限に関して評価されることでしょう。CCSBTには、同作業部会会合の開催頻度を低下させ、ERSに対する取り組みを先延ばしにするような余地が多少なりともあるはずがありません。

HSIは、今年の科学委員会報告書で詳しく記載されている修正後のSBTの個体群の推定値を読み、懸念を抱きました。我々としては、SBTの漁獲が生態学的に持続可能なレベルで行うことができる程度にSBTの個体群が回復するまで、SBTを対象とした漁業を一時的に休漁させる必要があると考えています。このような休漁によって、委員会は、対象種及び生態学的種双方の観点から漁業を生態学的に持続可能な形で再開させることが可能な措置に合意するための理想的な機会を得ることができるでしょう。

HSIは、これらの重要な事項に対するメンバーの配慮に感謝いたします。

トラフィック及び WWF のオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

野生動物の取引のモニタリング・ネットワークであるトラフィックと自然保護団体である WWF は、委員会及び拡大委員会の会合にオブザーバーとして参加する機会を与えてくださった委員会に感謝申し上げます。我々は、今回の重要な審議とその結果導き出される決定に貢献できることを楽しみにしています。我々は、みなみまぐろ及びその他の生態学的関連種、特にサメ、海鳥及び亀を効果的に保護するために、メンバーが切迫感を持って必要な決定を行うことを心底に希望し期待しています。

この委員会には、SBT の漁獲及び取引に関する報告の透明性を向上させるために、行わなければならないことがまだ山ほどあります。それは、メンバーと非メンバー双方が、SBT の違法、無報告及び無規制漁業を根絶するのに必要なものであります。そうは言っても、我々は、漁獲証明制度、船舶監視システム及び転載に関する取極の導入という素晴らしい進展を評価したいと思います。しかしながら、我々は、CCSBT13 において開始した統合的監視、管理及び取締りシステムの全面的な適用に関する議論を継続することが重要であると考えています。特に、我々は、緊急に対処しなければならないと特定された遵守上のギャップに関して、委員会並びにメンバー及び非メンバーの活動の優先順位付けを行うためのリスク評価を休会期間中に実施するという遵守委員会の勧告を支持します。

トラフィック及び WWF は、SBT の他にも、生態学的関連種の保護の必要性に関して深刻な懸念を抱いています。我々は、特にサメの保護に関する拘束的な措置がないことについて懸念しています。この措置には、サメの漁獲報告・同定、すべてのサメの船内保持、及びヒレが自然な形で魚体に付随している状態の水揚げまでの保持が含まれます。

また我々は、海洋ガバナンスに関する重要な課題についての Kobe II プロセスのような適切な世界的進展が、CCSBT に対して示唆した緊急かつ特に注目すべき事項に、委員会が取り組む必要があると考えています。特に注目すべき事項は次のとおりです。

- 旗国による確認を要件とすることを含む IUU 漁業を防止するための寄港国管理協定に関する FAO 会合による緊急採択と、その迅速な施行。
- 旗国が船舶、特に漁船を効果的に管理するための UNCLOS 上の責任を果たすことを目的とした FAO / IMO 旗国履行協議の成果を確実なものにする重要性。
- まぐろ類の一種の CITES 掲載に関する最近の提案が、多くの国際社会が抱いている CITES の RFMO に対する補完性に関する考えを強調している。

- ロイズ/フェアプレイによって管理されている IMO のナンバリングシステムを、まぐろ類 RFMO のための固有の船舶識別子制度として利用することが望ましいこと、そして、国の船舶登録を通じて既に提供されている情報へのアクセスを可能にすることによる将来的な効率性の獲得の可能性。
- 海域別 RFMO (IOTC、CCAMLR 及び WCPFC) が採択している関連措置の義務的な適用を確保するための CCSBT とこれらの RFMO との間の MOU の必要性。

議長、最後になりましたが、トラフィックと WWF は、CCSBT における管理手続きの開発を支持するとともに、これを最優先事項の 1 つとして完全実施するようお願いしたいと思います。我々は生物学的に安全でかつ予防原則の適用と整合的であると考え得るレベルまで、SBT 個体を直ちに回復させることに焦点を置いて議論すべきであります。CCSBT のパフォーマンスを見ている多くの方々と同様に、トラフィックと WWF は、資源が信じられないほど低水準にあること、適切な管理上の対応をこななかったこと、長い期間この受け入れ難い状況が放置されてきたことに失望しています。

これらの懸念と、拡大委員会は現在の TAC からの「意味のある」漁獲量の削減に合意すべきとした科学委員会からの勧告を踏まえ、我々は、「意味のある」削減は、拡大委員会によって毎年レビューされる暫定的なゼロ TAC の設定を伴うものでなければならないと考えています。

議長、ありがとうございました。

財政運営委員会議事録

1. 財政運営委員会(FAC)は、2009年修正予算、2010年予算案、オブザーバーの地位に関する規則3及びデータ入力に関する契約の更新について検討した。

2009年修正予算

2. FACは、事務局が会合文書の配布以降の37,000ドルの節約を含め、2009年修正予算において多額の節約を達成したことを歓迎した。
3. 財政運営委員会は、委員会が更新後の2009年修正予算(別添A)に合意するよう勧告する。同修正予算は、CCSBT15で承認されたものから正味216,468ドルが節約される見込みである。

2010年予算案

4. FACは、2010年予算案を検討した。
5. FACは、翌年の台湾での会合の会場経費に関して、既に多額の削減について交渉したにもかかわらず、昨年の予算よりも72,000ドル増加することに留意した。
6. 事務局及諮問パネルの旅費が、著しく増加することが予想された。これは、2010年には実施できないと思われる時機を得た節約が2009年にできたためである。「ペーパーレス」会合への移行に伴う節約は、2010年に事務局がより多くの翻訳を外部委託することによる翻訳経費の増加によって相殺される予定である。
7. 科学パネルの定数を削減することによる経費削減の可能性に関して、ESC議長との間で議論が行われた。
8. 財政運営委員会は、仮にESCが提案する作業計画が拡大委員会によって承認された場合には、科学パネルの一人を削減できる可能性があることに留意する。期待される節約額は約24,000ドル。FACは、すべてのパネルが出席する必要はないかもしれないことに留意する一方で、予算上はすべての科学パネルの出席を維持することを勧告する。
9. FACは、オペレーティング・モデルに関する技術会合の会場に関して、シアトルに代替する会場(すなわちキャンベラ)を検討したが、40,000ドルの会合経費の増加が見積もられたことから、会場の変更は行わないこととした。
10. FACは、予備費として2010年予算案にCCSBTの会合をもう1つ追加することに合意した。これは、本会議の議論から見て、委員会が休会期間中にもう1回会合を行うことを求める可能性が高いと考えられたため

ある。会合又は開催場所は未定であることに留意し、2009年4月に東京で開催した3日間の会合の経費に基づき予算の増加分は63,179ドルとした。

11. 先般のERSからの勧告を受け、教育用パンフレットの作成のためのオプションを検討した。
12. 財政運営委員会は、2010年に事務局は、海鳥及びサメ類の同定ガイドブックを更新するための作業を開始し、もし可能であれば追加的な支出なしにこれらをCCSBTのウェブサイト上で公開すべきことを**勧告する**。また、FACは、2010年10月の拡大委員会会合での検討のため、事務局はメンバーと協力して、海亀に関するパンフレットの作成とともに、すべてのメンバーの言語での同定パンフレットの印刷並びに海鳥及びサメの教育パンフレットの更新を含め、ERSWGから勧告された残りの作業を精査し必要な経費を見積るべきことを**勧告する**。この勧告の結果、会合文書に記載された予算案より165,000ドル節約することになる。
13. また、FACは、事務局に対して他の機関によって作成された既存の教材を利用する機会を模索するよう奨励した。
14. FACは、現在オーストラリアからの資金拠出によって実施されている航空調査について議論し、オーストラリアは2010年12月開始予定の同調査に拠出をできない可能性があることに留意した。同調査の経費は640,000ドルである。FACは、本件は拡大委員会で検討されるべきであることに合意した。
15. 財政運営委員会は、事務局職員がホバートで開催されるCWP/FIRMS会合、MCS及び漁獲物追跡に関するKobe2ワークショップ、新規職員のためのポートリンカーンにおける蓄養場習熟視察及び一回分の臨時出張に参加できるように事務局の旅行予算を修正すべきことを**勧告する**。修正後の旅行予算は34,000ドルとなる。
16. 財政運営委員会は、委員会が1,755,951ドルの2010年予算案(別添B)に合意すべきことを**勧告する**。各メンバーからの分担金の必要額は、2010年予算の支出明細のとおり。

オブザーバーリスト

17. オブザーバーに関する規則3の修正、特に長期的なオブザーバーの地位の承認及び取り消しのためのより詳細なプロセスがFACで検討された。
18. 財政運営委員会は、規則3を別添Cのとおり改正すべきことを**勧告する**。
19. FACは、長期的なオブザーバーの地位を別添Dに記載する機関に適用すべきことを**勧告する**。

データ入力に関する契約の更新

20. FAC は、事務局が申告した潜在的な利益相反の可能性も含め、データ入力業務の提供に関する契約の更新について検討し、事務局の提案に関して懸念はないことに留意した。

2009年修正一般予算

収入	2009年 承認予算	2009年 修正予算	% 増加率
メンバー分担金	\$1,610,464	\$1,610,465	0%
日本	\$544,880	\$544,880	
オーストラリア	\$484,120	\$484,120	
ニュージーランド	\$116,142	\$116,142	
韓国	\$170,827	\$170,827	
漁業主体台湾	\$170,827	\$170,827	
インドネシア	\$123,669	\$123,669	
職員課徴金	\$66,604	\$80,000	20%
メンバー分担金 前受金 (2008年)	\$127,929	\$127,929	0%
2008年からの繰越金	\$24,471	\$24,471	0%
利子収入	\$25,000	\$40,705	63%
総収入額	\$1,854,468	\$1,883,570	2%

支出	2009年 承認予算	2009年 修正予算	% 増加率
年次会合及び遵守委員会－(CCSBT16)(CC4)	\$182,700	176,000	-4%
独立議長	\$45,500	40,500	-11%
通訳費用	\$41,200	44,000	7%
会場借料	\$8,800	8,500	-3%
機材借料	\$23,100	22,000	-5%
ケータリング	\$13,500	13,000	-4%
翻訳/会議文書印刷費用	\$14,300	14,000	-2%
事務局費用	\$36,300	34,000	-6%
第14回SC	\$287,300	202,000	-30%
通訳費用	\$45,800	41,000	-10%
会場借料	\$21,700	14,000	-35%
機材借料	\$18,600	12,000	-35%
コンサルタントー議長及び諮問パネル	\$135,000	103,000	-24%
ケータリング	\$15,700	7,500	-52%
翻訳/会議文書印刷費用	\$16,200	0	-100%
事務局費用	\$34,300	24,500	-29%
補助委員会	\$233,364	139,395	-40%
ERS作業部会会合	\$111,292	26,000	-77%
管理戦略作業部会	\$54,800	63,179	15%
パフォーマンス・レビュー	\$0	0	
オペレーティング・モデル会合	\$67,272	50,216	-25%
特別プロジェクト	\$125,000	89,806	-28%
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	\$13,900	13,047	-6%
CPUEシリーズの開発	\$9,300	2,188	-76%
標識放流計画調整費	\$89,800	65,000	-28%
オペレーティング・モデルに関するインドネシアへの支援	\$12,000	9,571	-20%
事務局経費	\$892,604	949,900	6%
事務局職員経費	\$476,200	501,000	5%
職員課徴金	\$66,604	80,000	20%
職員の年金/社会保障	\$78,800	83,000	5%
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	\$23,100	15,000	-35%
旅行/運搬費	\$36,500	31,500	-14%
その他、委員会報告書の翻訳	\$15,800	20,500	30%
トレーニング	\$3,000	2,000	-33%
一時帰国手当	\$6,000	6,000	0%
その他職員費用	\$2,400	1,500	-38%
採用に係わる費用〔事務次長〕	\$110,000	135,200	23%
職員退職金引当（2009年1月1日時点での負債）	\$55,000	55,000	0%
職員退職金引当（累積される負債）	\$19,200	19,200	0%
事務所管理費	\$133,500	110,000	-18%
事務所及び倉庫賃貸料	\$44,600	40,000	-10%
事務所費用	\$66,100	47,500	-28%
物品購入費	\$10,200	7,000	-31%
電話/通信費	\$12,600	15,500	23%
総支出額	\$1,854,468	1,667,102	-10%

2010年一般予算案

収入	2009年 修正予算	2010年 予算案	% 増加率
メンバー分担金	\$1,610,465	\$1,434,828	-\$175,637
日本	\$544,880	\$442,172	-\$102,708
オーストラリア	\$484,120	\$442,172	-\$41,948
ニュージーランド	\$116,142	\$137,131	\$20,989
韓国	\$170,827	\$146,285	-\$24,542
漁業主体台湾	\$170,827	\$146,285	-\$24,542
インドネシア	\$123,669	\$120,783	-\$2,886
職員課徴金	\$80,000	\$75,155	-\$4,845
メンバー分担金 前受金 (2008年)	\$127,929	\$0	-\$127,929
前年からの繰越金	\$24,471	\$216,468	\$191,997
利子収入	\$40,705	\$29,500	-\$11,205
総収入額	\$1,883,570	\$1,755,951	-\$127,619

支出	2009年 修正予算	2010年 予算案	増加額	% 増加率
年次会合及び遵守委員会－(CCSBT17)(CC5)	\$176,000	\$249,200	\$73,200	42%
独立議長	\$40,500	\$47,800	\$7,300	18%
通訳費用	\$44,000	\$54,400	\$10,400	24%
会場借料	\$8,500	\$44,000	\$35,500	418%
機材借料	\$22,000	\$31,600	\$9,600	44%
ケータリング	\$13,000	\$13,800	\$800	6%
翻訳/会議文書印刷費用	\$14,000	\$19,400	\$5,400	39%
事務局費用	\$34,000	\$38,200	\$4,200	12%
SC/ESC会合	\$202,000	\$333,200	\$131,200	65%
通訳費用	\$41,000	\$56,000	\$15,000	37%
会場借料	\$14,000	\$50,200	\$36,200	259%
機材借料	\$12,000	\$34,100	\$22,100	184%
コンサルタント－議長及び諮問パネル	\$103,000	\$128,800	\$25,800	25%
ケータリング	\$7,500	\$9,700	\$2,200	29%
翻訳/会議文書印刷費用	\$0	\$15,000	\$15,000	-
事務局費用	\$24,500	\$39,400	\$14,900	61%
補助委員会	\$139,395	\$136,396	-\$2,999	-2%
ERS作業部会会合	\$26,000	\$0	-\$26,000	-100%
戦略・漁業管理作業部会会合	\$63,179	\$63,179	\$0	0%
パフォーマンス・レビュー	\$0	\$0	\$0	-
オペレーティング・モデル技術会合	\$50,216	\$73,217	\$23,001	46%
特別プロジェクト	\$89,806	\$90,000	\$194	0%
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	\$13,047	\$34,700	\$21,653	166%
CPUEシリーズの開発	\$2,188	\$1,300	-\$888	-41%
標識放流計画調整費	\$65,000	\$54,000	-\$11,000	-17%
オペレーティング・モデルに関するインドネシアへの支援	\$9,571	\$0	-\$9,571	-100%
ERS教育パンフレットの制作及び印刷費用	\$0	\$0	\$0	-
[航空調査640,000ドル－資金提供は未定]				
事務局経費	\$949,900	\$831,955	-\$117,945	-12%
事務局職員経費	\$501,000	\$542,300	\$41,300	8%
職員課徴金	\$80,000	\$75,155	-\$4,845	-6%
職員の年金/社会保険	\$83,000	\$96,400	\$13,400	16%
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	\$15,000	\$15,400	\$400	3%
旅行/運搬費	\$31,500	\$34,000	\$2,500	8%
その他、委員会の報告書の翻訳	\$20,500	\$15,800	-\$4,700	-23%
トレーニング	\$2,000	\$2,000	\$0	0%
一時帰国手当	\$6,000	\$8,000	\$2,000	33%
その他職員費用	\$1,500	\$2,300	\$800	53%
採用に係わる費用	\$135,200	\$0	-\$135,200	-100%
職員退職金引当（2010年1月1日時点での負債）	\$55,000	\$0	-\$55,000	-100%
職員退職金引当（累積される負債）	\$19,200	\$40,600	\$21,400	111%
事務所管理費	\$110,000	\$115,200	\$5,200	5%
事務所賃貸料	\$40,000	\$40,200	\$200	1%
事務所費用	\$47,500	\$52,700	\$5,200	11%
物品購入費	\$7,000	\$9,100	\$2,100	30%
電話/通信費	\$15,500	\$13,200	-\$2,300	-15%
総支出額	\$1,667,102	\$1,755,951	\$88,849	5%

長期的なオブザーバーの地位に関する提案を実施するための
CCSBT 手続規則規則 3 及び 11 の修正案

規則 3

オブザーバー

1. 条約第 14 条に基づき、すべての加盟国の承認がある場合に、事務局長は、以下の国、団体又は機関に対し、委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。

- (a) この条約の締約国でない国又は団体であってその国民、住民又は漁船がみなみまぐろを採捕しているもの及びみなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する沿岸国：及び
- (b) 政府間機関又は要請がある場合に非政府機関であってみなみまぐろに関し特別の能力を有するもの又は条約の目的の達成に対し貢献しうる能力を有するもの。

2. 規則 ~~3. 3~~ ~~及び~~ ~~3. 4~~ ~~3. 5~~ に規定されている場合を除き、委員会は、規則 3. 1 に言及される国、団体、政府間機関又は要請がある場合に非政府機関について、直前の会合に招請したときは、これらのうちいずれに対し次回の委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請するかを、当該直前の会合において決定するものとする。

3. 委員会は、規則 3. 1 に言及される特定の国、団体、政府間機関又は要請がある場合に非政府機関に対して、長期的なオブザーバーの地位を承認することができる。委員会による長期的なオブザーバーの地位の承認は、承認の対象となる会合の形式を特定し、その承認は委員会によって取り消されるまで効力を有する。加盟国は、長期的なオブザーバーの地位の承認を取り消すための要請を、その理由を添えて書面にて行うことができる。事務局長は、委員会の加盟国及び該当するオブザーバーへの情報として、その要請及び添付された理由を回章する。長期的なオブザーバーの地位は、加盟国から当該要請を受領した時点で停止される。このような要請は、次回の委員会の会合の 60 日以上前であれば休会期間中に行うことができる。事務局長は、委員会が決定した長期的なオブザーバーの地位に関するすべての最新の承認リストを保持し、規則 3. 7 に基づき該当する会合についての長期的なオブザーバーの地位を有するオブザーバーに対して招待状を発出するものとする。

~~3.4.~~ 委員会の会合にオブザーバーを出席させる意向を表明した非政府機関は、みなみまぐろに関する機関の能力、又は条約の目的の達成に対し貢献しうる機関の能力について説明する情報を事務局長に提出しなければならない。

~~4.5.~~ 委員会の会合の 50 日以上前に事務局長は、次回の委員会の会合にオブザーバーを出席させる意向を示した 規則 3. 3 に基づく長期的なオブザーバーの地位を有していない 国、団体及び機関の名称を加盟国に通知するとともに、規則 ~~3. 3~~ ~~—~~ ~~3. 3. 4~~ に基づき非政府機関から入手した情報を加盟国に提供しなければならない。事務局長はさらに、規則 3. 1 に言及されている国、団体又は政府間機関のうち、委員会の会合に招待されていないが、会合への出席が委員会の作業に貢献する可能性のあるものの名称を加盟国に示すことができる。

~~5.6.~~ 5.6. 委員会は、事務局長が規則3.4.3.5により行った助言又は示唆に基づき、招請するオブザーバーについて規則6.5に従って決定するものとする。もしある加盟国が、特定の国、団体又は機関に対し委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することに反対する場合には、その加盟国は、書面で反対の意志及びその理由を事務局長に通知しなければならない。加盟国は、他の加盟国が特定のオブザーバーを招請することに反対する場合には、反対の意志及びその理由を通報されるものとし、そのような反対は、次回の委員会会合の早い段階で検討されるものとする。事務局長は、書面による反対の意志を受領した場合には、反対された国、団体又は機関に対し、反対した加盟国名及び提供された理由を通知するものとする。

~~6.7.~~ 6.7. 事務局長は、会合の開始の28日以上前までに、オブザーバーに対する委員会の会合への招請状を发出するものとする。招請状を受領したものは、会合の開始の少なくとも14日前までに、招請の諾否及び会合に出席するオブザーバーの詳細を事務局長に書面で通知しなければならない。

~~7.8.~~ 7.8. オブザーバーは、委員会の公開及び非公開のセッションに出席することができる。いずれかの委員会の加盟国が要請する場合には、委員会は、議題のどの部分の討議を加盟国だけに限るかについて決定するため、オブザーバーの出席なしでの会合を持つものとする。以上の規定にもかかわらず、いずれかの加盟国が要請する場合には、委員会の会合にオブザーバーとして出席することを非政府機関に招請することに関する委員会のセッションは、加盟国のみに制限されるものとする。

~~8.9.~~ 8.9. 議長は、加盟国が反対しない限り、オブザーバーが委員会で発言する機会を与えることができる。オブザーバーは、委員会の意志決定に参加する資格はなく、投票することはできない。

~~9.10.~~ 9.10. オブザーバーは、情報としての書類に限り、加盟国への配布のために事務局長に文書を提出することができる。そのような文書は、委員会が検討する事項に関係するものでなければならない。委員会のいずれかの加盟国が要求しない限り、そのような文書は提出されたものに使用されている言語によるもののみとする。

~~10.11.~~ 10.11. 委員会は、オブザーバーから提出された文書を検討することができるものとする。

規則3A

協力的非加盟国

1. 協力的非加盟国の権限で拡大委員会への参加が認められた国(団体)は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む(それだけに限定されない)が、投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟国の参加を制限することを決定することが出来る。

規則 11

その他

1. 別途委員会が決定しない限り、委員会の会合の開会のセッションは、公開されるものとする。
2. 委員会のその他の進行は、規則 ~~3.7~~ 3.8 に従い非公開とし、別途委員会により決定されない限り、加盟国及びオブザーバーにのみ公開されるものとする。
3. 委員会は、会合の進行を加盟国のみに限ることを決定することができる。

別添D

CCSBT 会合に関する長期的なオブザーバーの地位 を付与するオブザーバーリスト					
	戦略・漁業管理 作業部会	生態学的関 連種作業部 会	拡大科学委 員会	遵守委員会	拡大委員会
地位					
-					
政府間機関					
ACAP		承認	承認		承認
CCAMLR		承認	承認	承認	承認
ICCAT		承認	承認	承認	承認
IOTC		承認	承認	承認	承認
WCPFC	承認	承認	承認	承認	承認
非政府機関					
バードライ フ・インタ ーナシヨナ ル		承認			承認
HSI インタ ーナシヨナ ル		承認			承認
トラフィッ クインタ ーナシヨナ ル		承認		承認	承認
WWF オー ストラリア		承認		承認	承認

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 4 回遵守委員会会合報告書

2009 年 10 月 18 – 19 日
大韓民国、濟州島

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 8 回生態学的関連種作業部会報告書

2009 年 9 月 1 - 3 日

韓国、濟州島

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

別添 2

第 14 回科学委員会会合に付属する 拡大科学委員会報告書

2009 年 9 月 5 - 11 日

韓国、濟州島

ミナミマグロの生物学、資源状況、管理に関する報告書：2009年

CCSBT拡大科学委員会は、2009年に漁業指標のレビューを行い、CCSBTオペレーティング・モデルを用いて産卵親魚資源量の推定値を更新した。2006年のSBTのデータのレビューで、過去10年から20年の漁獲量が大幅に過小報告であった可能性が示唆されたため、2006年に漁獲量の代替シナリオが探求されたが、これらは2009年に更新されなかった。この報告書は、これらの評価作業に照らし合わせて漁業に関する説明及び資源状況を更新し、漁業及び漁獲量の情報を提供する。

1. 生物学

ミナミマグロ (*Thunnus maccoyii*) は南半球に生息し、主として南緯30°から南緯50°の海域に見られるが、東太平洋では稀にしか見られない。知られている唯一の産卵場はインド洋にあり、インドネシアのジャワ島の南東水域に位置する。産卵はジャワ島の暖かい南部水域で、9月から翌年4月にかけて起こり、若齢のSBTはさらに南のオーストラリア西岸沖に回遊する。夏の間 (12月から翌年4月まで)は、これらの魚はオーストラリア南部沿岸域の表層近くに群れるが、冬場は温帯域の海洋のより水深の深いところにいる。回収された通常標識及び記録型標識の結果から、若いSBTがオーストラリア南部からインド洋中央付近の間を季節的に回遊していることが示された。SBTは5歳に達すると、沿岸の表層域で見られることはほとんどなくなり、分布域は太平洋、インド洋及び大西洋の南極周辺海域に広がる。

SBTは体長が2m以上、体重が200kg以上に達することがある。耳石を使用した直接年齢査定で、体長が160cm以上の個体の多くが25歳以上であることが示唆されており、耳石から得られている最高年齢は42歳である。回収された標識及び耳石の解析から、資源の縮小に伴って成長率が1960年代と比べて1980年代に増加していることが示される。SBTの成熟年齢及びサイズについては、一部不確実な部分もあるが、入手可能なデータからSBTの成熟は8歳 (尾叉長155cm)より前には起こらず、15歳である可能性も示される。SBTでは年齢別の自然死亡率が見られ、Mは若い魚で高く、年齢が高くなると低くなり、老齢に近づくにつれて再び上昇する。

SBTは知られている産卵場がひとつしかなく、異なる海域の個体間で形態学上の差がないことから、単一系群として管理されている。

2. 漁業の説明

2008年末までに報告されているSBTの漁獲量は図1～3に示されている。しかしながらSBTのデータから、過去10～20年のSBTの漁獲量が大幅に過小報告であった可能性が示唆されたことから、この期間のSBTの真の漁獲量に関しては大きな不確実性が存在する。歴史的に、SBT資源は50年以上にわたり利用されてきており、漁獲量のピークは1961年の81,750トンであった(図1～3)。1952年～2003年の期間、報告漁獲量の79% がはえ縄、21%が表層漁業の主にまき網及びさお釣りで漁獲された(図1)。表

層漁業による報告漁獲量は1982年にピークを迎えて50%に達し、1992年及び1993年に11-12%に減少し、1996年以降は再び増加して平均で35%となっている(図1)。日本のはえ縄漁業(広範な年齢の魚を対象とする)の漁獲量は1961年に77,927トン記録してピークに達し、オーストラリアの表層漁業による若齢魚の漁獲量は1982年がピークで21,501トンであった(図3)。ニュージーランド、漁業主体台湾、インドネシアもまた1970年代あるいは1980年代からミナミマグロを利用してきており、韓国も1991年から漁業を開始した。

平均すると、SBTは、79%がインド洋、17%が太平洋、4%が大西洋で漁獲されている(図2)。大西洋における報告漁獲量は1968年以来18トンから8,200トンまでと幅が大きく(図2)、平均すると過去20年間で年間850トンになる。このような漁獲量の変動は、はえ縄の努力量が太平洋とインド洋の間でシフトしていることを反映している。大西洋の操業は主に南アフリカの南端沖で行われる(図4)。1968年以降に報告されているインド洋の漁獲量は、45,000トンから10,000トンに減少しており、平均すると21,000トンになるが、同期間に報告されている太平洋の漁獲量は800トンから19,000トンで、平均で5700トンとなる(しかしSBTの蓄養及び市場データの解析はこれらの漁獲量が過小推定になっている可能性を示唆している)。

3. 資源状況の概観

2008年に使用されたSBTオペレーティング・モデルは、拡大科学委員会(ESC)報告書に記載されているとおりに修正され、年間の一定漁獲量を異なる水準に設定した場合の将来の資源状況の予測に用いられた(ESC報告書、表1、図1、図3)。ベースケースのシナリオが最も妥当性が高いと考えられるが、6つの妥当性のあるシナリオの結果も考慮されるべきである(ESC報告書、表2、表3、図4、図5)。これらのシナリオはすべて産卵親魚資源量が非常に低い水準にあることを示唆している：典型的に SSB_0 の約5%又はそれ以下で、これは SSB_{MSY} の15%強に相当する。産卵親魚資源量の再建の兆しは見られない。

過去20年間の加入量は、1950年～1980年の期間の水準を大きく下回っていると推定される。1990年代の加入量は低水準で特段のトレンドなしに変動を繰り返したが、2000年から2002年までの加入は非常に低かった。それに続く2年分の年級群は若干勢いがあったものの、1990年代の平均水準を下回るものであった。2005年以降の加入についてはまだ正確な推定が可能となっていない。いくつかのデータはプラスの兆候を示しているが、これらの年級群の一部は2000～2002年の年級群と同じぐらい弱かった可能性がある。2000～2002年の弱い年級群が今後数年間に産卵親魚資源に加わるにつれて、産卵親魚資源量にマイナスの影響があると考えられる。

現在のTAC(11,810トン)に基づいたベースケースの予測の中央値は、短期(2013年まで)では産卵親魚資源量が減少し、長期(少なくとも2025年まで)では現在の水準より低い水準で推移することを示している(ESC報告書、表1、図1、図3を参照)。同じことが、検討されたほとんどの妥当と考えられるシナリオにも当てはまる(ESC報告書、表2、表3、図4参照)。産卵親魚資源を再建し、短期的に非常に低い加入が続くリスクの減少を図るために、現在のTACを削減することが必要である(ESC

報告書、パラグラフ 106)。将来の代替の TAC 水準に関する予測結果とそれに付随する確率がこれらの表と図に示されており、さらなる詳細は ESC 報告書の別紙 10 に記載されている。

産卵親魚資源の再建はほぼ確実に持続可能生産量の増加につながると考えられるが、非常に低い加入が続いて再建に悪影響を与えるリスクは、前回の資源評価の時点よりも高まっていると考えられる。産卵親魚資源の非常に低い水準は、環境からのマイナスの効果に対する安全性を確保できない可能性があり、非常に低い加入が数年間続く結果につながる可能性がある。産卵親魚資源量の短期予測は、産卵親魚資源にまもなく加わる年級群が既に漁業で観測されているので、信頼性は比較的高い。しかしながら、長期予測は、推定された再生産関係に基づいて算出された将来の加入量に依存しているものでより不確実であり、それゆえに将来の適切な漁獲量を検討する際により慎重に扱わなければならない。

4. 現在の管理措置

第13回年次会合でCCSBTは、2007年～2009年の総漁獲可能量(TAC)を11,810トンとすることに合意した。これはTACの3,115トンの削減を意味する。このTACは、資源に関して例外的な状況が生じた場合のみ、2009年より前に見直すことになっていた。現在のTACのメンバー及び協力的非加盟国のそれぞれの配分は以下のとおりである：

メンバー

配分は、日本は2011年まで、他のメンバーは2009年まで固定されている。

日本	3,000トン
オーストラリア	5,265トン
大韓民国	1,140トン
漁業主体台湾	1,140トン
ニュージーランド	420トン
インドネシア	750トン

協力的非加盟国及びオブザーバー

協力的非加盟国の配分は、2008年のみ設定されている。

フィリピン	45トン
南アフリカ	40トン
欧州共同体	10トン

さらにまた、SBT資源の回復に貢献するために、台湾及び大韓民国は2007年から少なくとも3年間、それぞれの漁獲量を1,000トン以下に抑制することとした。これにより、目標漁獲水準は11,530トン以下となる。

CCSBTの第15回年次会合は、上述のCCSBT13のTAC及びその配分に関する決定を再確認した。

CCSBTはSBTの貿易情報スキーム (TIS) を導入しており、SBTの輸出にはすべて

CCSBTのTIS文書を発行することが課されている。このスキームはまたCCSBTのメンバーがSBTを輸入する際に、漁船名、漁具、漁獲の海区、日付などが記入され、権限があると認定された輸出国の当局の承認を得たCCSBTのTIS文書が添付されていることを確認することになっている。メンバー及び協力的非加盟国は、この書式が添付されていない積荷は拒否しなければならない。記入済みの書式はCCSBT事務局に保管されて、漁獲及び貿易のモニタリングに加えて、SBTの輸出入の照合を行うためのデータベースに利用される。

2004年7月1日にCCSBTは、SBTの漁獲を許可された長さが24メートルを超える漁船のリストを作成した。このリストは2005年7月1日に拡大され、規模にかかわらずすべての漁船を対象にするようになった。2008年12月31日にCCSBTは、SBTの蓄養を許可された蓄養場のリストを作成し、2009年4月1日にCCSBTは、洋上で大型漁船からSBTを受け入れることができる運搬船のリストを作成した。メンバー及び協力的非加盟国は、これらのリストに登録されていない漁船若しくは蓄養場で漁獲された又は運搬船に転載されたSBTの取引は認めない。

CCSBTは、報告されない漁獲を排除し、適切な資源評価の基盤としての正確なデータを提供する統合された遵守措置のパッケージを、可能な限り早期に採択しかつ全面的に導入する重要性を認識している。第15回年次会合でCCSBTは、以下の遵守措置に関する決議を採択し、これらのすべてが2010年1月1日又はそれ以前に導入されることになっている：

- 漁船監視システム
- 漁獲証明制度；及び、
- 大型漁船による転載のモニタリング

5. 科学的助言

現在の資源状況及び懸念をかんがみて、次の科学的助言がなされた：
将来の漁獲の持続性に影響を及ぼすプラス要因は次のとおり：

- 近年において報告漁獲量が減少している；
- 指標及び資源評価は、2003年及び2004年の年級群が2000年、2001年及び2002年の年級群ほど弱くないことを示唆している；さらに、
- 4歳以上のSBTの指標は最近になって上昇傾向をいくらか見せた。

しかしながら、以下を含む新規及び既存情報から、深刻な懸念が存在する：

- 産卵親魚資源量の水準が非常に低い(SSB_0 の約5%、 SSB_{MSY} の約15%)；
- 2000年から2002年までの加入量が非常に低かったことに加えて、2004年以降も加入が非常に低かったことが示唆されており、それゆえに産卵親魚資源がさらに減少することになる；
- 1970年ごろから加入量が継続して減少しており、これは産卵親魚資源の減少と平行して起きている；さらに、
- 現在の漁獲死亡率は F_{MSY} の2倍に近い。

ESC は、拡大委員会が現在の TAC の 11,810 トンを下回る意味のある漁獲量の削減を実施することを**勧告**する。

拡大委員会がその 2010 年の年次会合で管理手続き (MP) を採択する意思があることに留意し、そのような MP が漁獲量及び努力量のデータをインプットとして必要とすることがほぼ確実なことから、ESC は拡大委員会が将来の漁獲量及び努力量の正確な報告を確保するための手段を講じることを**勧告**する。

6. 生物学的状態及びトレンド

解析結果は、SBTの産卵親魚資源量が初期資源量のわずかな一部になっており、1980年の水準を大きく下回ると同時に、最大持続生産量を維持できる水準も大きく下回っていることを示している。産卵親魚資源量の再建は、ほぼ確実に持続生産量を増大させ、予期せぬ環境の出来事に対する保障を提供することになる。過去10年間の加入量は、1950年～1980年の水準を大きく下回っていると推定される。

利用率： 高水準の漁獲死亡率
利用状況： 過剰利用
豊度水準： 低水準

ミナミマグロの概要 (全世界の資源)	
最大持続生産量	未推定
報告 (2008年) 漁獲量	11,369トン
現在の置換生産量	未推定
現在の産卵親魚資源量	44,040 (33,091 – 50,095 トン) ¹
現在の枯渇水準	SSB ₂₀₀₉ / SSB ₀ : 0.036 - 0.051 ¹
現在の管理措置	メンバー及び協力的非加盟国の総漁獲可能量を 11,810トンに設定

¹ これらは、2009年拡大科学委員会会合でベースケース及び6つの妥当性のあるシナリオの評価から得られた産卵親魚資源量の中央値の推定値の範囲を表す。

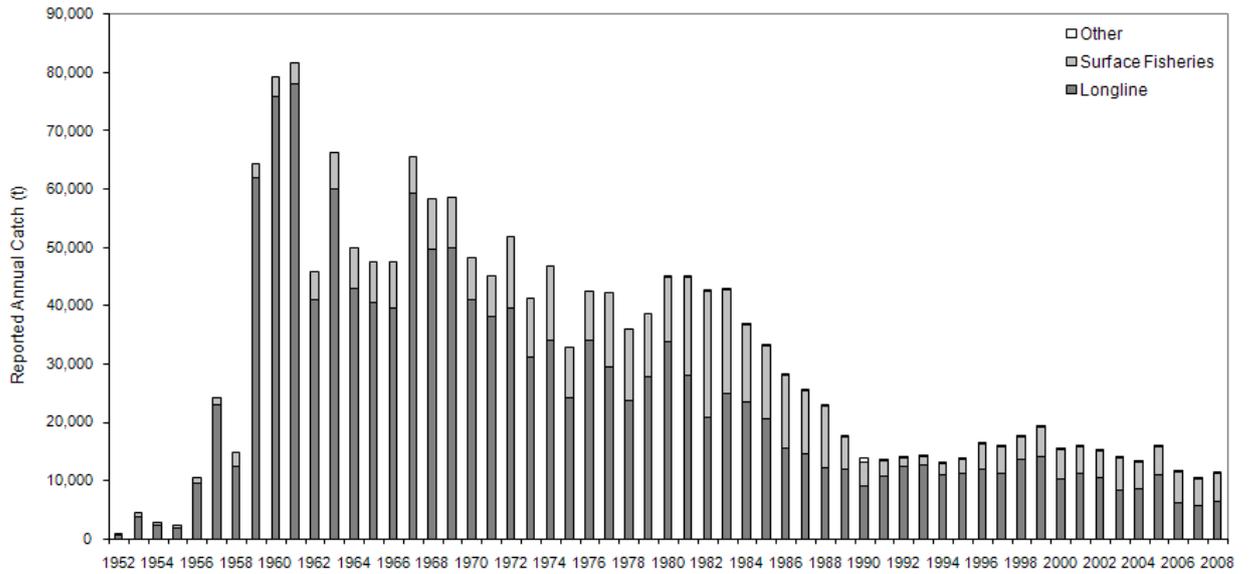


図 1 : 1952 年から 2008 年までの漁具別ミナミマグロ報告漁獲量。注 : 2006 年の SBT のデータのレビューから、過去 10 年から 20 年の漁獲量が大幅に過小報告であった可能性が示唆された。

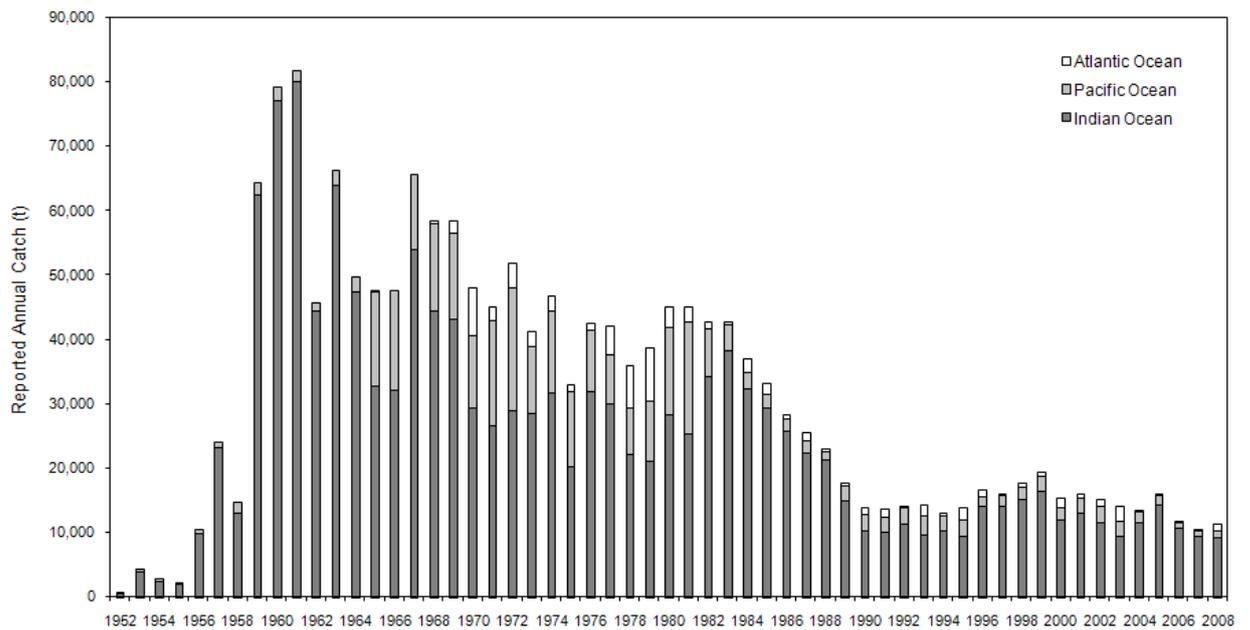


図 2 : 1952 年から 2008 年までの海洋別ミナミマグロ報告漁獲量。注 : 2006 年の SBT のデータのレビューから、過去 10 年から 20 年の漁獲量が大幅に過小報告であった可能性が示唆された。

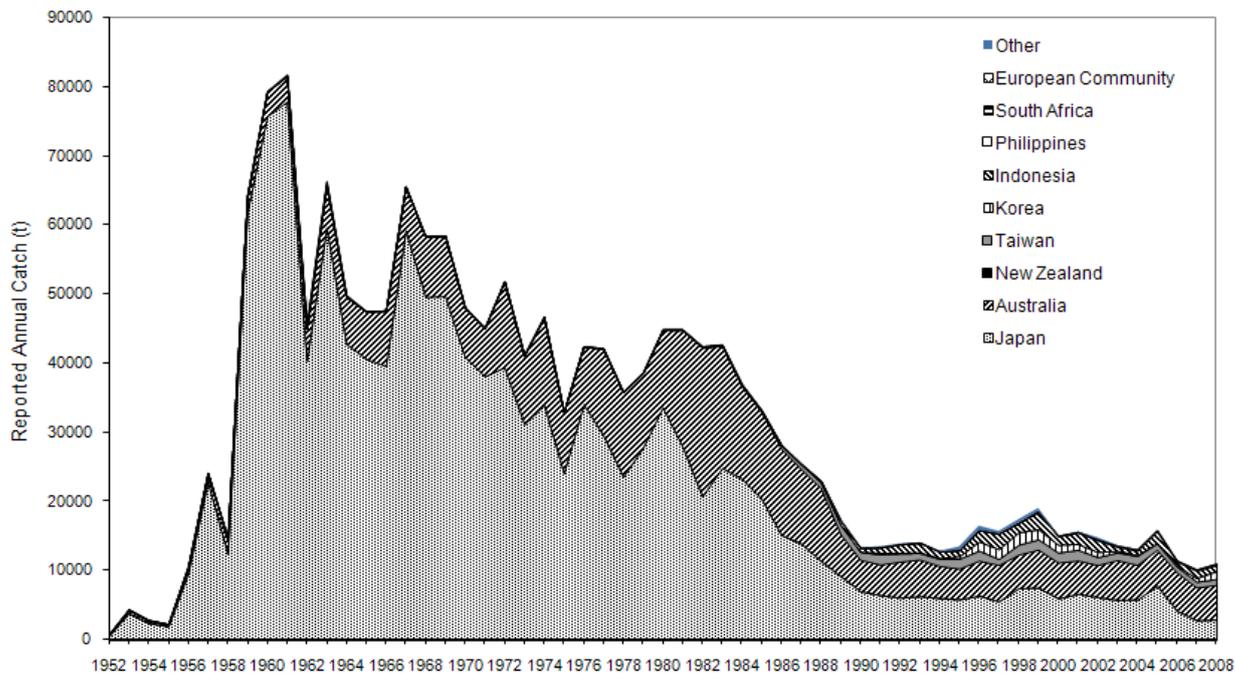


図 3 : 1952 年から 2008 年までの旗国別ミナミマグロ報告漁獲量。注 : 2006 年の SBT のデータのレビューから、過去 10 年から 20 年の漁獲量が大幅に過小報告であった可能性が示唆された。

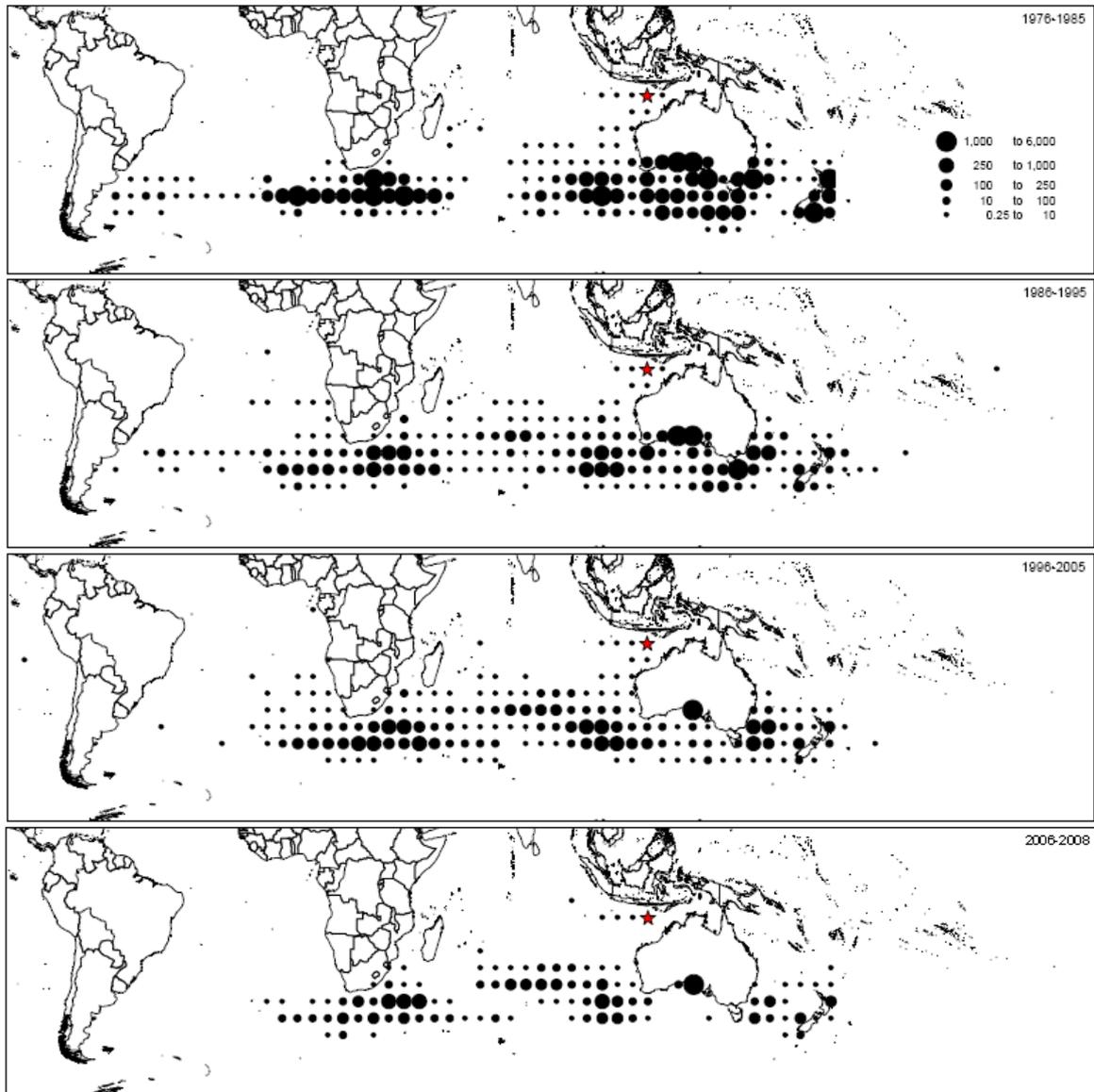


図4：CCSBTメンバー及び協力的非加盟国による平均年間ミナミマグロ漁獲量(トン)の地理的分布。1976-1985年、1986-1995年、1996-2005年、2006-2008年のそれぞれの期間を海洋別に5度区画で示す。星印は繁殖場における大きな漁獲量を表す。年間の平均漁獲量が0.25トン未満であった区画は除外されている。注：この図は過去の漁獲量の不調和の影響を受けている可能性がある。

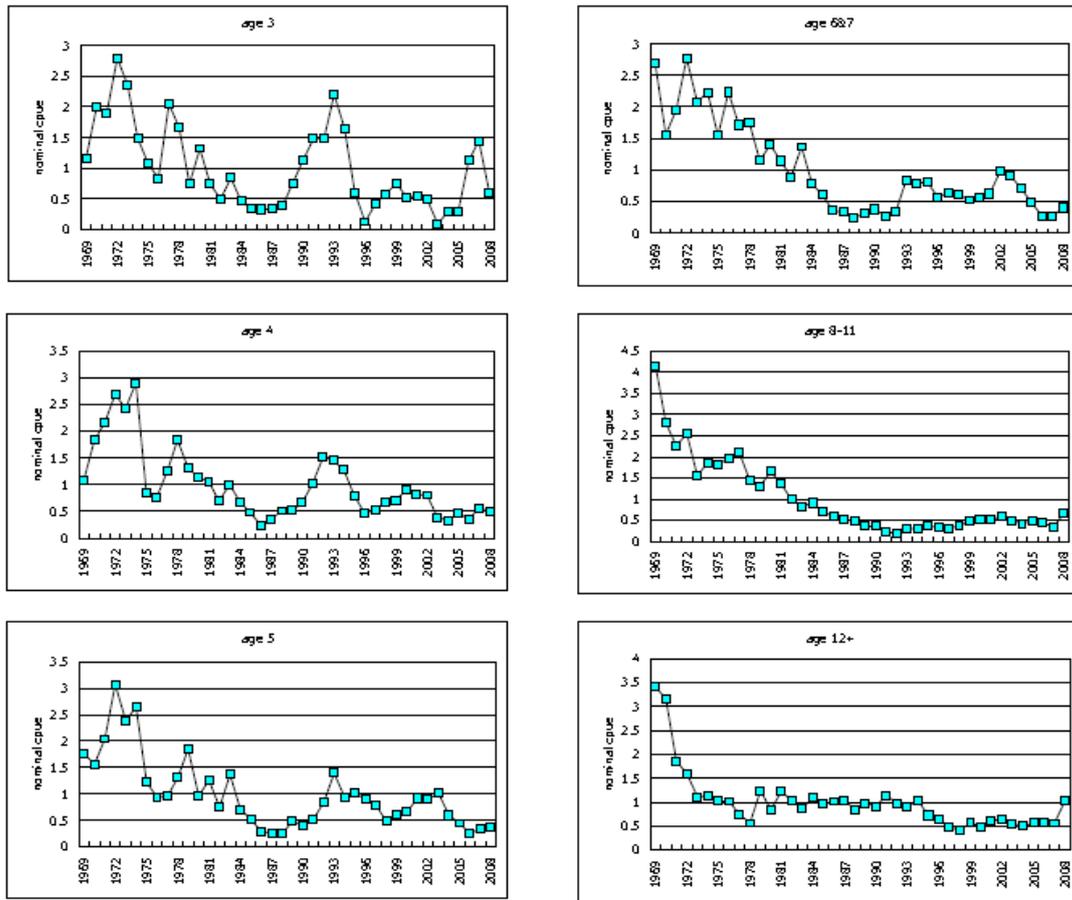


図5：CCSBT統計海区4～9で、4月から9月の間に操業した日本のはえ縄船の年齢グループ別(3歳、4歳、5歳、6-7歳、8-11歳、12歳+) SBT ノミナル漁獲率(1000 鈎当たりの尾数)のトレンド。注：この図は過去の漁獲量の不調和の影響を受けている可能性がある。

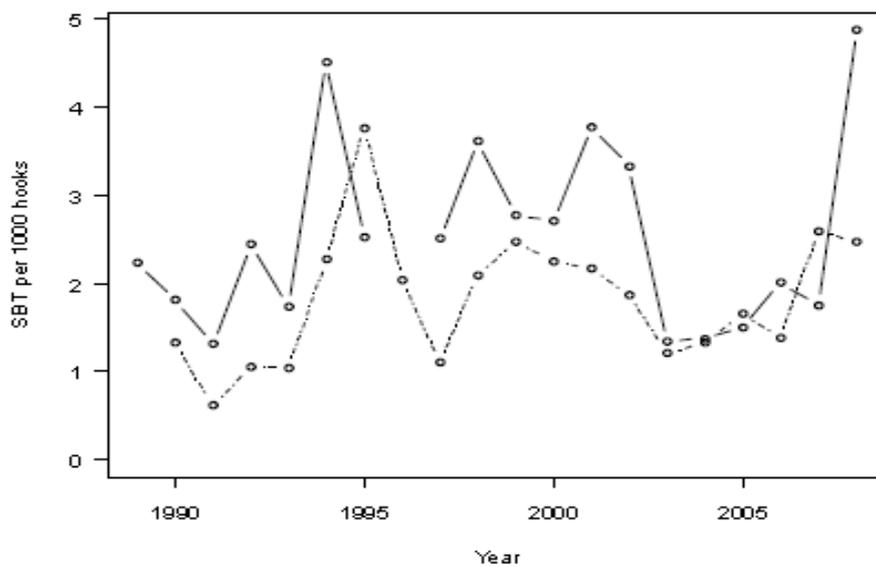


図6：ミナママグロを対象にした又は漁獲したセットの努力のみに基づいたニュージーランドはえ縄用船船団(実線)及び国内はえ縄船団(破線)の暦年ごとのノミナル努力単位当たり漁獲量 (1000 鈎当たりの SBT の尾数)。

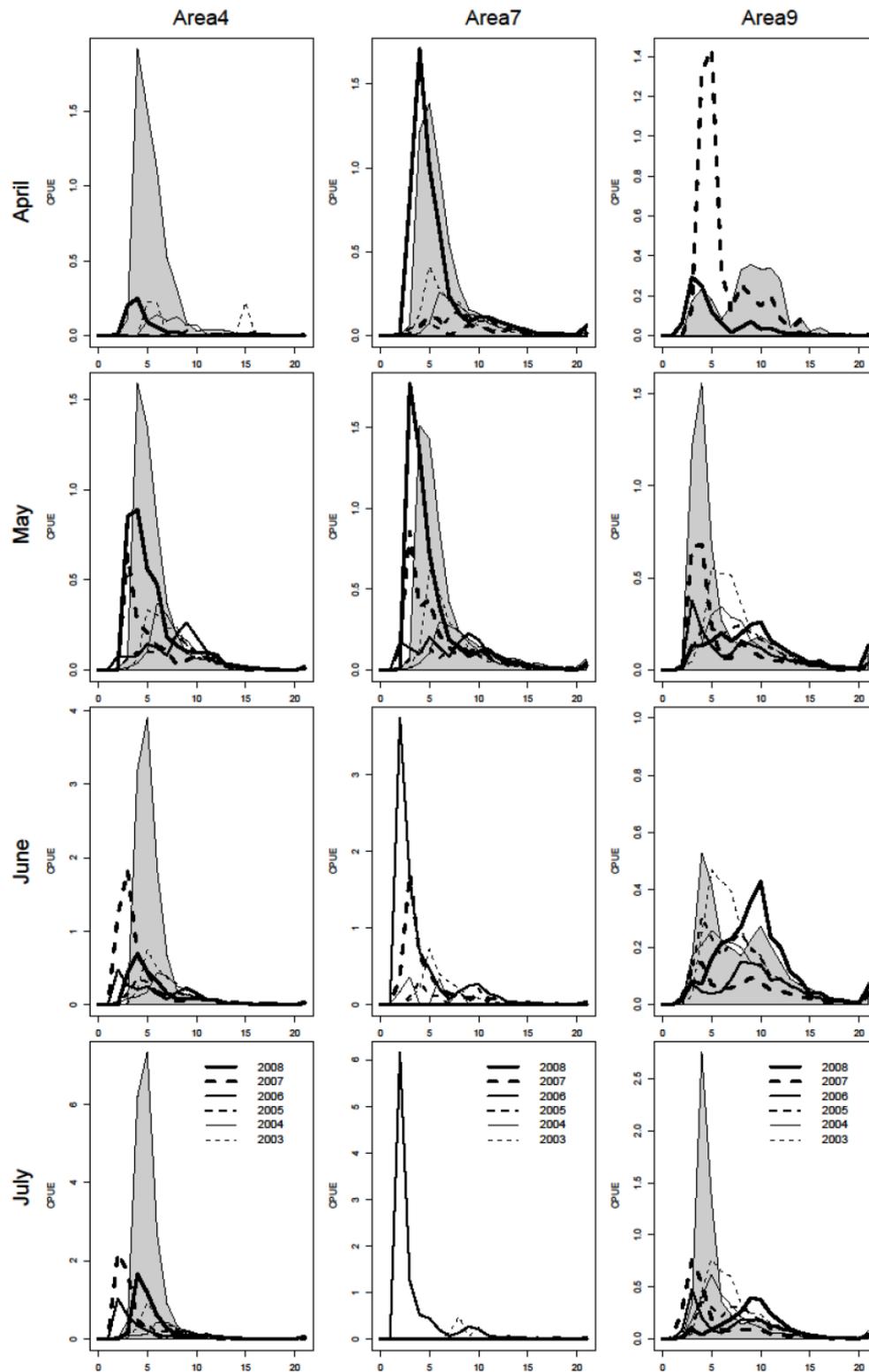


図7：日本のはえ縄漁業のRTMPデータのノミナルCPUEの最近7年間の月別海区別の年齢組成。注：この図は過去の漁獲量の不調和の影響を受けている可能性がある。

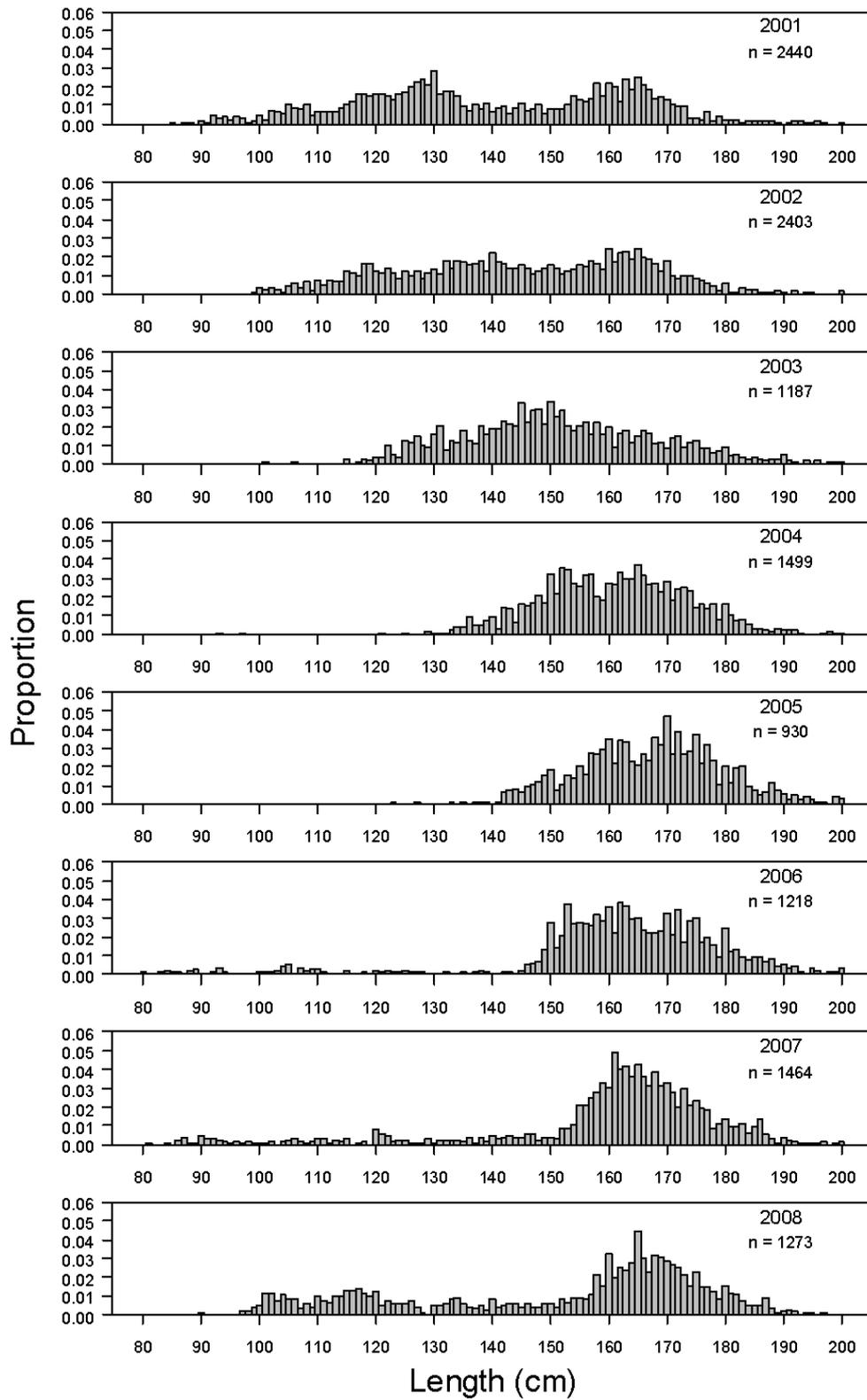


図 8 : ニュージーランド用船船団の 2001 年から 2008 年までの SBT の体長組成。

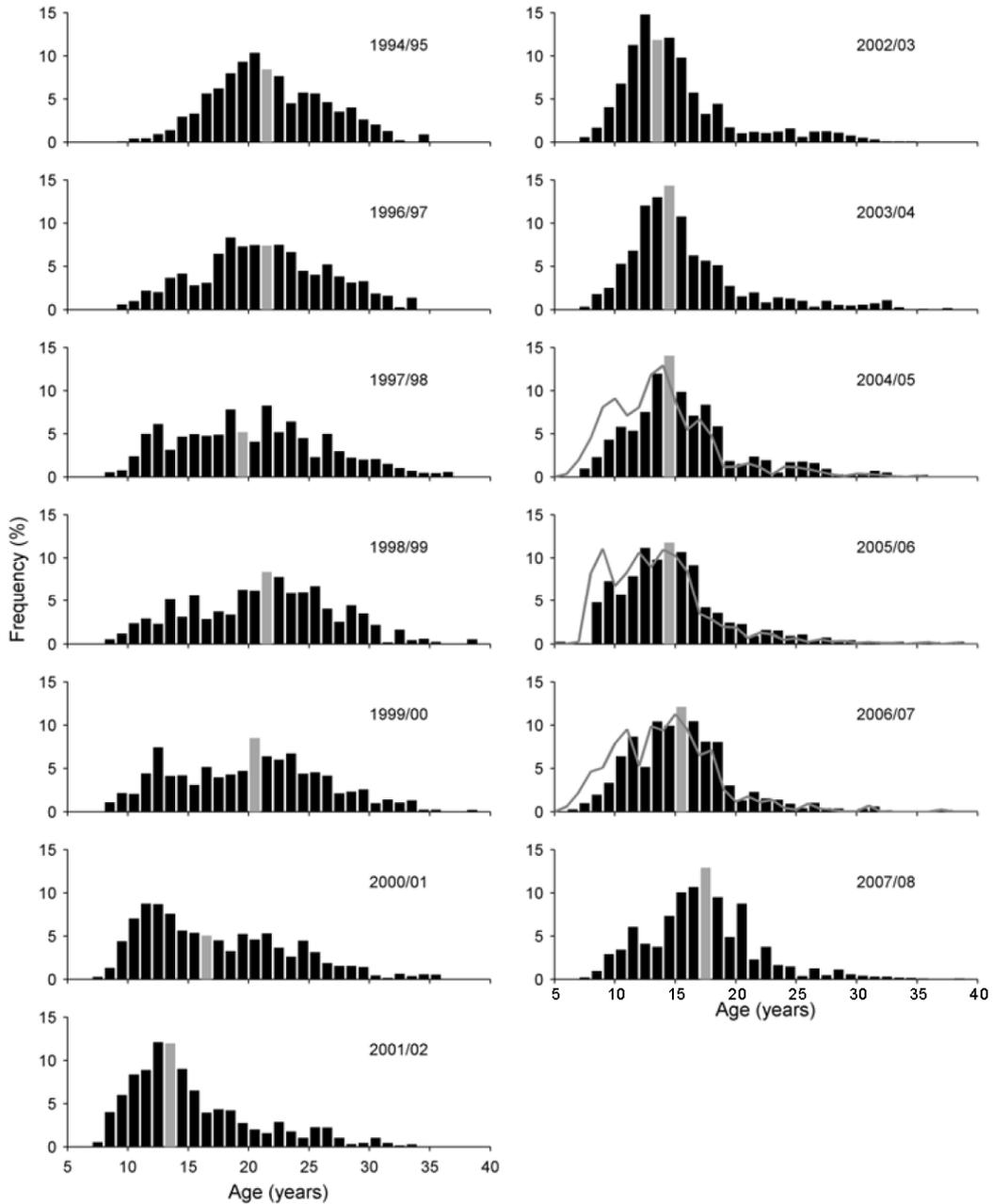


図 9：インドネシアによる産卵場における SBT の漁獲の産卵期ごとの年齢組成。推定はインドネシアのモニタリング・プログラムで得られた魚の年齢及び体長組成の副標本に基づく年齢・体長相関表を用いて行われた。灰色のバーは年齢群の中央値を表す。比較のために、産卵場の南で漁獲された SBT の 2004/05 年、2005/06 年、2006/07 年の各産卵期の年齢分布 (加工業者 A) を示す (灰色の線)。出典：Farley et al. (2009)

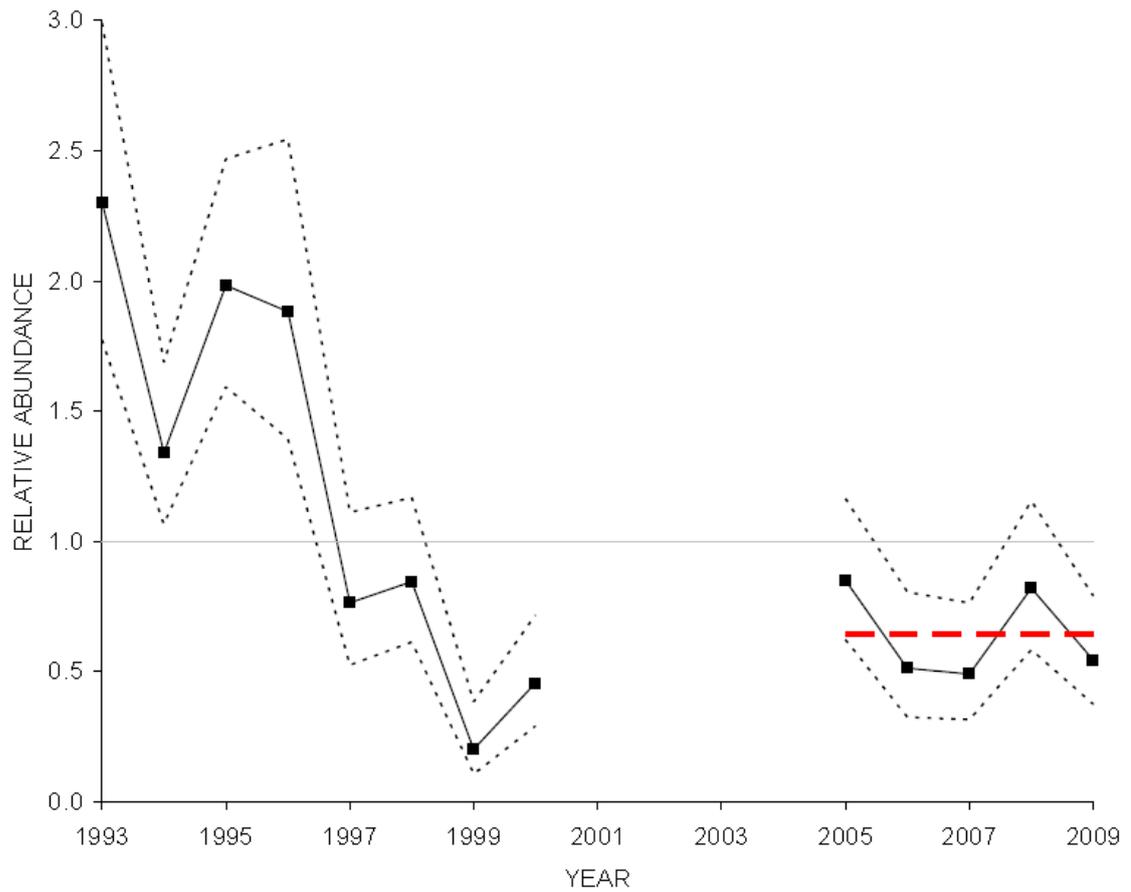


図 10 : 航空目視調査から得られた 1 月から 3 月まで(したがって 2009 年の値は 2008-09 年漁期のもの)のオーストラリア大湾の若齢魚の相対的資源量指数。点線は 90%の信頼区間を表す。水平の線は相対的資源量 1.0 を表す；水平の破線は 2005-09 年の中央値の平均を表す。

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

戦略・漁業管理作業部会会合報告書

2009年4月15 - 16
日本、東京

みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

現在の資源状況及び特に産卵親魚資源量が初期産卵親魚資源量の 3% から 8% の間にあると助言した拡大科学委員会の最新の資源評価に重大な懸念を有し、拡大委員会は現在の総漁獲可能量の 11,810 トンから意味のある漁獲量の削減を実施すべきとした拡大科学委員会の勧告を考慮し、

みなみまぐろの最適利用のために、その保存及び管理を行う自らの責務を自覚し、

水産業界に対して総漁獲可能量の迅速かつ持続的な削減に適応するための時間を与えることが望ましいことを認識し、

合理的な期間内に、初期産卵親魚資源量の 20% とした暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで資源を再建することを決意し、

資源を再建させるためには、非常に長い期間削減を継続する必要があることに留意し、

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が、漁獲量の水準が自国の国別配分を遵守したものとなることを確保し、拡大委員会によって採択された保存管理措置を実施するために、必要な手段を講じることの責務を認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(a) に従い、拡大委員会は次のとおり決定する。

1. 2010 年漁期及び 2011 年漁期における全世界の TAC は、2 年間の平均が現在の全水域の TAC の 80%¹ になるよう削減されるものとする。
2. したがって、2010 年漁期及び 2011 年漁期の全世界の TAC の平均は、9,449 トンとする。
3. メンバーは、自国の配分²の 2010 年漁期及び 2011 年漁期への分割方法を 2009 年 11 月 15 日までに事務局に公式に通告するものとする。
4. CCSBT の管理手続き (MP) は、2010 年の年次会合において拡大委員会がこれに合意できるよう、同年中に最終化されなければならない。
5. 加入量が歴史的に経験された低い水準よりさらに低くなった場合などの例外的状況に対し、緊急的な対応策が MP の一部として開発されなければならない。
6. MP は 2011 年に導入され、2012 年以降の TAC は MP に基づいて設定

¹各メンバーは一年目の漁獲量を可能な限り多く削減しなければならず、またメンバーは現在の水準より少なくとも 10% 以上の削減に努めなければならない。

² 国別配分に関するメンバーの合意の詳細は、拡大委員会報告書を参照。

されなければならない。

7. MP が 2012 年までに最終化されない場合、拡大委員会は、同委員会が新たな資源評価に基づいて TAC を決定しない限り、2012 年漁期の TAC を 5,000 トンから 6,000 トンの水準まで削減することを採択するものとする。

南アフリカの SBT 漁獲割当配分に関する同国の発言

発展途上の沿岸の生息国の要求を考慮すべき義務を委員会に課した本条約第 8 条 4 の規定があるにもかかわらず、南アフリカからの 750t までの割当量の増加要求は考慮されませんでした。資源の状況は、南アフリカからの割当量の増加要求を考慮しなかったことに対する正当な理由にはなりません。なぜなら、我々には資源の崩壊に対する責任はなく、そのことによって制裁を受けるべきではないからであります。また、南アフリカからの割当量の増加要求に関して、メンバーからはこれを否決する正当な理由が提起されなかったことにも言及したいと思います。さらに、南アフリカは、340t というわずかな漁獲割当の見返りとして、旗国が南アフリカの港で多くの SBT を水揚げ又は転載する遠洋漁業船団を管理するのを支援することによって CCSBT を強化する業務を行うことを申し入れましたが、これは受け入れられませんでした。

TAC の 0.5%未満という南アフリカの配分案は、公平なものではなく、そして TAC 及びその配分の決定プロセスは透明性のあるものではなく、本条約第 8 条 4 に従ったものでもありませんでした。それゆえに、南アフリカは、現在の自国のはえ縄漁業の発展を踏まえれば、委員会から提起された 40 t の配分案を受け入れることはできません。南アフリカとしましては、同国のはえ縄漁業の振興のための自主的な国別漁獲割当を実施するために、発展途上の沿岸の生息国としての権利を留保することをここに表明します。我々は、発展途上の沿岸の生息国としての我々の権利、及び我々がこの委員会に貢献できる価値について、委員会が有意義な形で評価するまで、自主的な国別漁獲割当の実施を継続します。

保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議

委員会は以下のとおり決議する。

1. 各メンバー又は協力的非加国は、特にみなみまぐろの総漁獲割当量の自国配分に関し、委員会が決定した保存管理措置に対する自国の遵守を確保するための行動計画を2010年4月1日までに事務局に提出するものとする。当該行動計画は、漁業者から報告されたSBT及びERSの漁獲データを組織的に確認する体制を含むものとする。
2. 遠洋はえ縄漁船を持つメンバー及び協力的非加盟国は、少なくとも次の3つの分野において改善を図ることを行動計画に明記するものとする。寄港国によるみなみまぐろの転載の検査。漁獲努力量の10%をカバーする乗船科学オブザーバーを通じた漁獲データの確認。メンバー及び協力的非加盟国の当局が自国船籍船に対して実際に行う漁獲物検査。寄港国の検査を効果的に実施するため、これらのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろを運搬船に転載する外地港を指定し、それ以外の外地港での転載を禁じ、効果的な検査に必要な関連情報を共有するためこのような指定港の国と情報交換をしなければならない。上記の措置はいずれも合法的なSBTの商業取引を阻害しない方法で実施しなければならない。
3. みなみまぐろを蓄養するメンバー及び協力的非加盟国は、いけすに移送するみなみまぐろの10%をモニタリングするため、ステレオ・ビデオシステムによる商業ベースの調査を2011年に実施し、同システムが有効であると認められれば、継続的なモニタリングのためのシステムとして次期以降もこれを採用するものとする。
4. 拡大委員会は、すべてのSBT漁業及び蓄養活動に適用する地域オブザーバー計画の可能性を検討し、適当な場合はこれを開発するものとする。
5. 全てのメンバー及び協力的非加盟国は、2010年の行動計画の実施及びその結果に関する報告書を2010年の遵守委員会に提出するものとする。

CCSBT戦略計画案

目的

2009年10月の委員会の年次会合において、メンバー及び協力的非加盟国がみなみまぐろ保存委員会の戦略計画案の追加的な変更点にも合意し、そして修正した計画を採択するために、当該文書の修正版を提出する。

背景 – なぜ戦略計画か？

戦略計画は、メンバーが将来の委員会に対して望んでいる共通のビジョンの設定を考慮に入れている。かかるビジョンの構成要素には、みなみまぐろの資源の状況、効果的な資源管理のために委員会がいかに活動するか、メンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るか、ということが含まれるだろう。

戦略計画は、望ましい将来の状態及びその達成に関連する（仮にそのような状態への到達は長期的なゴールだとしても）特定の戦略及びタスクを定めている。戦略計画は、事務局及びメンバーが毎年の活動計画を作り上げるための基礎となる。

委員会のパフォーマンスについての最近のレビューでは、パフォーマンスが改善される可能性のある多くの分野を明示した。戦略計画は、必要に応じて、ここで提案された行動を適切に将来の作業計画に盛り込ませている。

戦略計画案はコメントを求めるため、2009年7月1日に初めて回章された。現在のバージョンは、メンバーからのコメント（日本及び台湾）を反映し修正したものである。

計画の構造

戦略計画の最も重要な構成要素は、おそらく将来のための共通の**ビジョン**である。このビジョンは、みなみまぐろの保存のための条約に記載される全体の**目的**とリンクする。すなわち、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することである。

ゴール—将来の委員会の望ましい状態—そして**戦略**—望ましい将来の状態を達成するために提案される手法—いかにして全体的な目的及びビジョンが達成されるかについての、及びその相対的な**プライオリティ**についての、更なる詳細を提示する。

パフォーマンス・レビューからの勧告並びに条約において規定される目的を達成する際に委員会が直面する**強み、弱み、機会及び脅威**の分析は、これらのゴールを設定するための環境を提供する。

行動計画は、このプロジェクトを実施するためのスケジュール案を提示する。

みなみまぐろ保存委員会戦略計画

(案)

2009年9月

目次

目次	I
1. 序文	1
みなみまぐろ保存委員会戦略計画	1
みなみまぐろの保存のための条約	1
由来	1
みなみまぐろ保存委員会の任務	1
委員会の加盟資格	2
みなみまぐろ漁業	3
漁業の特徴	3
資源状況	3
戦略課題	3
パフォーマンス・レビュー	4
SWOT分析	7
主要課題	7
2. 目的、ビジョン及びゴール	9
条約の目的	9
ビジョン及びゴール	9
A. SBTの管理	9
B. 委員会及び事務局の運営/管理	9
C. メンバーの参加及び実施（遵守を含む）	9
3. 行動計画案	15

1. 序文

みなみまぐろ保存委員会戦略計画

この戦略計画は、メンバーが将来のみなみまぐろ保存委員会に対して望んでいる共通のビジョンを概説するものである。このビジョンの構成要素には、みなみまぐろの資源の状況、効果的な資源管理のために委員会がいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るのか、ということが含まれる。

戦略計画は、望ましい将来の状態だけでなく、望ましい将来の状態の達成に関連する特定の戦略及びタスクを概説している（仮にそのような状態への到達は長期的なゴールだとしても）。戦略計画は、事務局及びメンバーが毎年の活動計画を策定するための基礎となる。

委員会のパフォーマンスに関する最近のレビューでは、パフォーマンスを改善できる多くの分野に関する提案を示した。戦略計画は、必要に応じて、これらの提案された行動を適切に将来の作業計画に盛り込ませている。作業計画全体が達成可能なものとなるよう、提案される行動は優先付けされている。

みなみまぐろの保存のための条約

由来

みなみまぐろ（SBT）は、1960年代初期には年間の漁獲量が80,000トンに達するほど、過去に多量に漁獲されていた。この結果、成熟魚の数が著しく減少し、そして年間漁獲量が急速に落ち始めた。

1980年代中頃には、漁獲量を制限する手段が必要であることが明白となった。SBT資源を再建させるため、当時SBTを漁獲していた主要国—オーストラリア、日本及びニュージーランド—は1985年からそれぞれの船団に対して厳格な割当の適用を開始した。オーストラリア、日本及びニュージーランドによる任意の管理取極は、1993年5月にこの3国が署名したみなみまぐろの保存のための条約が発効した1994年5月20日に正式なものとなった。

みなみまぐろ保存委員会の任務

この条約の目的は、世界的なSBT漁業の保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。条約は、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）を創設し、その活動と任務について規定している。CCSBTの任務は以下を含む。

- 情報収集
- 総漁獲可能量（TAC）の決定及びその配分
- 条約の効果的な履行を達成するために必要と考えられる追加的な措置（監視、管理及び取締り（MCS）措置を含む）の決定
- 年次予算の合意
- 他国の加盟を奨励

CCSBTは毎年会合を開催する。CCSBTは6つの補助機関を有し、これらはそれぞれの専門分野に関して助言を行う。

- 科学委員会(SC)/拡大科学委員会(ESC)
- 資源評価グループ(SAG)
- 生態学的関連種作業部会 (ERSWG),
- 戦略・漁業管理作業部会(SFMWG),
- 遵守委員会 (CC),
- 財政運営委員会 (FAC).

独立科学者のパネルは、SC及びSAG会合に参加し、必要な場合にはCCSBTに直接助言を提出することが可能である。

条約は、委員会の運営を支援するCCSBT事務局の設置を規定している。事務局はオーストラリアのキャンベラに本拠地を置いている。職員は、事務局長、事務局次長、データマネージャー及びその他の支援職員である。

委員会の加盟資格

CCSBTの加盟資格は、国のみを与えられる。漁業主体の参加を促進するため、CCSBTは、2001年に拡大CCSBT (ECCSBT) 及び拡大科学委員会 (ESC) を設置した。ECCSBT及びESCの加盟資格は、条約のすべての加盟国のほか、漁業主体も同様に認められうる。2002年に漁業主体台湾の参加が認められた。

ECCSBT及びESCは、それぞれCCSBT及びSCと同様の任務を行なう。それぞれのメンバーが平等な議決権を有する。CCSBTが合意しない場合は別として、CCSBTに報告されるECCSBTの決定がCCSBTの決定となる。ECCSBTの活動又は個々のメンバーのECCSBTにおける権利、義務若しくは地位に影響を与えるような委員会の決定は、ECCSBTによる当該課題に関する事前のしかるべき検討なしに一切行われるべきではない。

現在、ECCSBTは6つのメンバー及び3つの協力的非加盟国によって構成されている。

メンバー

- オーストラリア
- 漁業主体台湾 (ECCSBTだけのメンバー)
- インドネシア
- 日本
- ニュージーランド
- 韓国

協力的非加盟国

- 欧州共同体
- フィリピン
- 南アフリカ

みなみまぐろ漁業

漁業の特徴

SBTの主要なマーケットは日本の刺身市場であり、これは主としてSBTのトロ身に対してプレミアム価格が付くためである。世界のSBT漁業の規模は約10億豪州ドルと推定されている。

SBTは主にはえ縄漁業及びまき網漁業で漁獲される。

はえ縄では、多くの鉤を備えた長い幹縄を使用する。漁獲したSBTは、主に超低温（マイナス60度）で冷凍され、中間港に荷揚げされ日本市場に発送されるか、あるいは日本市場に直接荷揚げされる。

まき網漁業では、網を使用してSBTの魚群を囲い込む。現在のところ、この漁法はオーストラリアのSBT漁業のみで使用されている。囲まれた魚群は、オーストラリア大陸近くの水域までけん引され、海底に固定されている浮きいけすに移される。このまぐろは、数カ月間太らされて、冷凍又は冷蔵の状態では日本市場に直接に販売される。

資源状況

みなみまぐろは、開発前の資源量の一握り程度にまでなっていると認識されている。2008年に拡大科学委員会は、産卵親魚資源量は極めて低いレベルにあることをシナリオ分析が示していることを報告した（概して開発前の産卵親魚資源量の10%以下）。これは、加入量がさらに減少するリスクがあるレベルであることが認識されている。さらに、資源量は最大持続生産量をもたらすレベル（一般に持続可能な資源管理の基準として国際的に認識されているレベル）を下回っている。同科学委員会は、現在のところ産卵親魚資源量が再建する兆候は見当たらないことも指摘した。

戦略課題

このセクションでは、この計画が取り組もうとする委員会に直面する戦略上の課題について明記する。これらの課題は、最近のパフォーマンス・レビューや、第1回戦略・漁業管理作業部会会合、そして委員会に直面する強み、弱み、機会及び脅威(SWOT)分析を通じて、特定されてきたものである。このSWOT分析は、パフォーマンス・レビューの範囲外で、委員会が戦略計画を策定する際に役立つと思われる分野を明示するのに有益であった（下記参照）。

2008年においては、委員会の代表者で構成されたパフォーマンス・レビュー作業部会が、2006年に日本の神戸で開催した5つのまぐろ類RFMO合同会合で採用された基準を利用して、委員会のパフォーマンスについての自己評価を試みた。独立専門家であるデービッド・ボルトン米国大使がこの自己評価をレビューした。

2008年のCCSBT会合において、このパフォーマンス・レビューの勧告を実行するための種々のイニシアティブに合意した（会合報告書パラグラフ41参照）。

パフォーマンス・レビューの重要な結果の1つが、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）を設置することであり、そして、委員会の戦略計画並びに近年の漁業管理の原則と統合的な SBT 及び生態学的関連種の管理目標から構成される漁業管理計画を策定することであった。委員会は SFMWG に対して、メンバーが望む委員会の向うべき方向についての共通のビジョンを創設するための1つの方策として、戦略計画の策定を課した。

パフォーマンス・レビュー

パフォーマンス・レビューは、委員会が良好に進めている分野を明示した。これには、委員会が SBT に関連するほとんどすべての漁業活動をメンバー又は協力的非加盟国として委員会に取り込んだこと、委員会運営上の透明性が最近向上したこと、及び委員会が最初のパフォーマンス・レビューに着手したことが含まれる。

パフォーマンス・レビューは、以下に概説するとおり、委員会のパフォーマンスが改善され得る多くの分野についても明示した。パフォーマンス・レビュー作業部会及び独立専門家からの勧告は、この計画の後半部分に記述したゴール及び戦略に組み入れた。

総論

- CCSBT は、条約を精査し、より近代的な法律文書と比較し、そして再交渉の必要性について真剣に検討するべき。たとえ直ちに改正しないとしても、追加的な保存管理措置及び管理手続きの更新といった他の方法を通じて、委員会の作業に漁業管理に関する近代的な基準の多くを取り入れることができる。
- 戦略計画及び管理計画は、方向性及び共通のビジョンを提示し、そして CCSBT の任務とパフォーマンスを大いに改善し得る。

保存管理

海洋資源の状況

- 将来の科学的評価を導く UNFSA の要件と統合的な管理目標及び再建戦略の決定。
- 過去の過小報告漁獲量によって生じる不確実性を認識した上で、可能な限り最も正確な資源評価を開発し、そして予防原則を考慮に入れつつ資源の再建が可能なレベルの漁獲量を設定する。
- CCSBT のメンバー及びその他の RFMO の事務局の間でのデータの収集及び共有を含む生態学的関連種に対する SBT 漁業の影響を取り扱うための戦略の策定と導入。

データ収集及び共有

- 2006 年の年次会合で CCSBT が採択した管理措置の完全かつ迅速な導入を通じて、データ収集及び報告の改善に向け努力を傾注させる。
- 他の4つのまぐろ類 RFMO とともに、データ収集及び共有を調和させる機会を追求する。

- 科学的プロセスにおいて必要な情報が保有できるよう、メンバーが提出するデータの詳細さの程度及びタイプに関しての明確な基準を確実に設定する（これには、UNFSA の最低限の要件を満たすデータの提供を含めることとし、もはや CCSBT においては商業上の機密性を理由にデータへのアクセスを制限すべきではない。）。

科学助言の質と提供

- 独立議長及び諮問パネルを含め拡大科学委員会の構成は維持するが、独立専門家の人数及び人材については科学的なプロセスの支援上の必要性に応じてレビューする。
- SBT と生態学的関連種への取り組みのバランスを検討する。
- 汚染、廃棄、投棄又は遺失・放置漁具による漁獲を最小限にするための措置を採択及び導入する。

保存管理措置の採択

- 拡大科学委員会からの科学的助言と統合的な保存管理措置の策定を継続する。
- 当該漁業に関する最低基準を導入するため、戦略計画及び管理計画を策定する。

漁獲能力管理

- SBT の産卵場での時空間的な禁漁の実現可能性について、インドネシアと議論する。
- 漁獲能力の管理に関する FAO 国際行動計画に規定された勧告を実施する。

漁業の配分及び機会

- 一旦、メンバーの間で CCSBT1 での MOU も含め長期的な配分を決定したら、トン数を設定するのではなく比例配分のような代替的な原則に基づく国別配分への移行を検討する。

遵守及び取締り

旗国措置

- すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT が採択した保存管理措置を確実に遵守するための必要なすべての行動を継続すべき。
- 統合的 VMS 制度の迅速な設立

寄港国措置

- CCSBT がいかなる寄港国措置の導入を検討する場合においても、取り組みの重複を避ける必要があることに留意し、そして「FAO における寄港国措置に関する技術会合」について考慮すべき。
- 違法、無報告及び無規制に漁獲された SBT の水揚げ及び転載の防止を意図した寄港国措置を採択する。これには CCSBT 許可船舶リストに掲載された船舶からによるものも対象とする。

監視、管理及び取締り

- 調和を最適化し、世界的な効率性を向上させ、そして作業の重複を避けるため、他のまぐろ類 RFMO と協力する。
- 遵守計画において MCS の開発を優先させる。
- 転載、地域オブザーバー計画及び公海上の乗船検査（UNFSA において規定されている）に関する効果的な措置を策定する。

違反行為に対するフォローアップ

- 少なくとも過剰漁獲の処置（返済要求）に関する合意のあるルールを設定する。
- すべての保護措置に関連する種々のペナルティを設定することが理想的である。

非遵守の発見及び防止のための協力制度

- すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT に各自の国別報告書を提出すべき。
- 毎年、遵守委員会及び拡大委員会が所定の作業及び開発作業の双方をこなすことができるよう、これらの委員会に十分な時間を割くべき。

市場関連措置

- 一刻も早く CDS を実施する。
- CDS の実施までは、すべてのメンバー及び協力的非加盟国が TIS の実施を要求されるべき。
- すべての市場及び寄港国をモニタリングし、CCSBT モニタリング・貿易措置の遵守を促す。

意思決定及び紛争解決

意思決定

- いくつかの日常的な運用上の意思決定について、議長又は事務局長に委譲することを検討する（委員会の全会一致の決定による）。

紛争解決

- UNFSA の紛争解決規則に従えば、条約を改正せずに、強制的かつ拘束力のある紛争解決制度を確立させることが可能かもしれないことに留意する。

国際協力

透明性

- オブザーバーに関する規則をより適切に公開することによって開放性を改善する（例えば、CCSBT のウェブサイトには情報を掲載する。）。
- オブザーバーに関する現行の規則及び手続きは、他のまぐろ類 RFMO（又は UNFSA 第 12 条(2)）と一致しておらず不当に制限的なプロセスとなっていることから、その修正を検討する。

他のRFMOとの協力

- 他のRFMOの優先的な分野に関して、密に連携を取り措置の調和を行う（ERS緩和措置、環境に対する漁業の影響、データ収集及びIUUの撲滅）。

財政運営に関する課題

RFMOの活動のためのリソースの利用可能性

- 政策及び漁業管理の助言を行う役職を事務局に置くことを検討する。
- 合意された措置（例えばCDS）を実施するために必要なリソースを委員会に提供する。

効率及び費用対効果

- 仮にCCSBTがメンバーからの財政的な分担金を恒常的に満額かつ時宜を得た形で受領していないのであれば、今後、かかる問題を回避するために何が出来るかを議論する。

SWOT分析

以下のSWOT分析では、委員会が目的を達成する際に直面する強み、弱み、機会及び脅威を説明している。機会及び脅威に関しては、これらは起こる可能性のある潜在的及び現実的な結果の双方を含む。この戦略計画によって、高いリスクとして判断される脅威を避けつつ、機会に向けて作業ができるよう戦略を策定することが可能となる。

SWOT分析は、下記で説明しているゴール及び戦略において取り上げられる必要のある内外双方の要因の指標を提供している。特に強み、機会及び脅威のセクションは、パフォーマンス・レビューの範囲外で、委員会のさらなる努力が有益なものとなる可能性のある分野を特定する手助けとなった。

主要課題

CCSBTのパフォーマンス・レビューからの広範な勧告、及び上記で特定したその他の戦略上の課題を考慮し、以下の主要課題が特定され得る。

- 最大持続生産量を維持することが可能なレベルまでSBT漁業を再建させること（資源の再建）
- 確実に、すべての漁獲が国別配分内で計上され、未報告の漁獲が防止されること（遵守）
- 資源の再建のための生物学的要求と、SBTを漁獲する者の要望との競合についてバランスを取ること（TACの設定及び配分）

目的：みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保すること

強み	弱み
<ul style="list-style-type: none"> -委員会は既に SBT に関するほとんどすべての漁業努力を取り込んでいる -科学的助言の提供のための十分に認められたモデル -意思決定のための構成要素が設立されている（遵守委員会、科学委員会、年次会合、集中型事務局を含む） -他の地域漁業管理機関（RFMO）との調整 -基本的な監視、管理及び取締り(MCS)の構成要素に達した取り決め（例 漁獲証明） - SBT が確認されるすべての水域における権限 - SBT 漁業を制御するための合意された仕組み（世界的な総漁獲可能量） -漁業管理の選択肢及び委員会への助言を作成するための戦略・漁業管理作業部会の設立 	<ul style="list-style-type: none"> -処女産卵親魚資源量の 10%前後又はそれを下回る現在の SBT 資源 -主要な管理措置に関する決定・導入の不履行の歴史（例 TACs） -資源評価のための情報の基礎が乏しい -単一魚種のみに関連する条約の目的 -漁業を管理する手法では潜在的な過剰漁獲能力の問題を取り扱っていない -合意のある措置の実施も含め、メンバーは必ずしも条約上の義務を果たしてきていない -予防原則の適用が明確ではない -商業的緊急性が時として、資源を協力して管理すべきメンバー国の義務より優先される -条約における途上国に関する規定の欠如
機会	脅威
<ul style="list-style-type: none"> -最大持続生産量を維持する資源量による価値の増加（経済、単位努力当たり漁獲量、社会） -効率性の向上及び管理の改善のための他の RFMO との協調 -他のまぐろ類 RFMO を含め、漁業管理のためのベスト・プラクティスの概念の作成を利用 -より効率的な漁業を可能にする革新的な措置の開発 -管理手続きの開発及び導入を通じた漁業管理の近代的な基準（例 予防原則、生態的アプローチ）を組み入れるための機会 	<ul style="list-style-type: none"> -非加盟国を含む違法漁業の増加 -科学的助言に対する委員会の不履行 -資源の崩壊による業界の混乱 -責務を果たせなかった事に対する世界から非難 -資源管理の欠如に対する消費者の抵抗 -CITES への登録（貿易制限） -漁獲量の不調和の継続

2. 目的、ビジョン及びゴール

この戦略計画は、委員会の目的を明示している（条約文で概説されているように）。同計画は、メンバーが将来の委員会に対して望んでいる共通のビジョンについても設定している。このビジョンには、みなみまぐろ資源の状況、効果的な資源管理のために委員会はいかに活動するか、そしてメンバーがどのように自らの義務を実行し、資源管理の成功から利益を得るか、についての内容が含まれている。これらのそれぞれが、特定の**ゴール** – 将来の委員会の望ましい姿、及び**戦略** – この将来の望ましい姿を実現するために提案される手法、に関連している。

条約の目的

みなみまぐろの保存のための条約の目的は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することにある。

ビジョン及びゴール

A. SBTの管理

最大持続生産量を維持する資源レベルでみなみまぐろ資源を管理し、SBT 漁業のリスクを緩和する。

このカテゴリーには、資源の再建、配分、生態学的関連種についての戦略が含まれる。

B. 委員会及び事務局の運営/管理

責任をもって SBT 漁業を管理するため、委員会は効果的かつ効率的に運営され。

このカテゴリーには、他の RFMO との協調を含む、委員会、その補助機関及び事務局の効果的かつ効率的な運営のための戦略が含まれる。

C. メンバーの参加及び履行（遵守を含む）

メンバーは、委員会を通じて SBT の管理に積極的に参加し、その決定を実施する。

このカテゴリーには、MCS、制裁措置、途上国支援に関する戦略が含まれる。

A. SBT の管理に関するゴール	
ゴール	戦略
1. SBT の再建	
<p>1.1 資源は MSY を維持するレベルにある</p> <p>優先度：非常に高い</p>	<p>(i) タイムフレーム及び望ましい確率とともに暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントを採用する</p> <p>(ii) タイムフレーム及び望ましい確率とともに BMSY を達成する目標資源量を採用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ SBT 資源に関する委員会の目標を確認し、暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントを採用する（例 初期産卵親魚資源量の 20%）（2009 年 10 月年次会合） ▪ SBT 資源の再建のためのタイムフレームのゴールを設定する（SC の報告書に基づき 2009 年の年次会合において） ▪ 会合の再建目標に関連した望ましい確率について合意する（SC の報告書に基づき 2009 年の年次会合において） <p>(iii) 資源をそれ以上低下させない限界値を設定し、それが守られなかった場合の管理戦略を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2010 年の年次会合において
2. TAC を設定するための信頼できる科学的根拠	
<p>2.1 管理手続きが TAC の設定に関する指針を提供するために使用される</p> <p>優先度：高い</p>	<p>(i) 再建目標及びタイムフレームを完成させるため科学委員会に管理手続きをレビューさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ パラメーター及び管理手続き（MP）の候補の決定規則が、会合の管理目的に貢献することを確保するためにレビューする（2009 年の委員会会合） ▪ MP の候補を開発し、好ましい候補を採用する（2010 年） <p>(ii) 世界的な TAC の設定のために MP をインプットとして使用する（2010 年以降）</p>
3. 科学的助言の質と提供	
<p>3.1 正確な検証済みのデータが時宜を得て科学委員会及び委員会に提出される</p> <p>優先度：高い</p>	<p>(i) 委員会がすべての漁業に関する正確なデータが入手できるよう遵守委員会の任務を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ ゴール 8 も参照（監視、管理及び取締り） <p>(ii) データ検証に関する共通の基準/手続きを採用及び導入する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ ゴール 8 も参照（監視、管理及び取締り） <p>(iii) 商業上の機密データに関する規則を設定する（例 操業上の漁獲及び努力データ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 機密性に関する規則及び他の関連する規則を設定する（すわなち用途、所有権） ▪ SBT 死亡に関するすべての情報源について、メンバーからの報告を正確かつ完全なデータとするためのデータ提供規則について合意する <p>(iv) MCS 戦略（下記参照）</p>

<p>3.2 科学的プロセスは、管理についての決定に関して利用可能な最善の独立した助言を提供する</p> <p>優先度：中程度</p>	<p>(i) 科学的プロセスにおいて独立議長及び諮問パネルを維持するが、必要な独立専門家については定期的に人数及び人材をレビューする</p> <p>(ii) メンバーからの基金、協力及び CCSBT 基金プロジェクト（もしあれば）を含め CCSBT の調査計画を策定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 委員会及び又はメンバーによる必要な科学的調査の実施（例 CCSBT 標識放流計画）
<p>4. 生態学的関連種</p>	
<p>4.1 SBT 漁業による生態学的関連種へのリスクが特定され適切に管理される</p> <p>優先度：中程度</p>	<p>(i) 各漁業における、ERS に関するデータの収集及び報告（パラ 3）、緩和措置の導入（パラ 2）及び SBT 漁業のリスク評価（パラ 7）を含む、SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ すべてのメンバーが SBT 漁業の ERS への影響を緩和するための勧告を実施する ▪ ERS に関する勧告の実施をレビューする ▪ 混獲及び各漁業において使用した緩和措置の完全報告を確保する ERS に関するデータ提供要件について合意する。仮に他の RFMO（例 WCPFC、IOTC）において ERS データ報告に関する適切な手続きが実施されているのであれば、これらを通じてできるかもしれない。 ▪ 他の海域別 RFMO で採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価する ▪ 必要があれば、他の RFMO との調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採用する <p>(ii) データ報告を含む海域別 RFMO との調整及び協調（上記参照）</p>
<p>4.2 SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターする</p> <p>優先度：中程度</p>	<p>(i) ERSWG に対して、SBT の資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する</p>
<p>5. 配分</p>	
<p>5.1 条約第 8 条(4)に基づき、全世界の TAC を新規参入を含むメンバー間で配分する</p> <p>優先度：中程度/高い</p>	<p>(i) メンバーの配分に影響を与える CCSBT の既存の決定を実施する</p> <p>(ii) 条約第 8 条(4)に基づきメンバーへの配分に関する原則を設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 新規メンバーを含めたすべてのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを（条約文に基づき）策定し、TAC の増加又は減少の際に利用する。
<p>6 柔軟な管理取り決め</p>	
<p>6.1 SBT 資源は効率的に漁獲され、メンバー及び協力的非加盟国には TAC を守るインセンティブが生じる</p>	<p>(i) 長期的には、枠の譲渡及び過小・過剰漁獲に関する規則といった柔軟な管理取り決めを導入する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 過小漁獲及び低レベルの過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定する ▪ メンバー及び協力的非加盟国間での枠の譲渡に関する枠組みを策定

<p>優先度：低い/中程度</p>	<p>する。これは合意されたレベルに達するような資源規模であることが条件であるかもしれない</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 枠組みを決定し導入する
<p>6.2 SBT 漁獲能力と漁業機会を均衡させる</p> <p>優先度：低い/中程度</p>	<p>(i) 漁獲可能な量に対応する漁業の能力を評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 船籍が置かれる国/漁業主体による国別配分に対応する漁獲能力の自己評価 ▪ 船籍が置かれる国/漁業主体による必要に応じた矯正行動 ▪ 事務局によって管理される CCSBT 現役船リストのための提案の策定 ▪ 他の船団の過剰漁獲能力による SBT への脅威の評価 ▪ 漁獲能力の制限/管理に対する国際的な擁護
<p>6.3 メンバーは、漁獲した SBT の価値を最大化することができる</p> <p>優先度：低い</p>	<p>(i) 最大経済生産量の分析 (MEY、すなわち、それぞれのメンバーの漁獲戦略が異なっていることを認識しつつ、全体として当該漁業に関して最大の利益が得られる漁獲量又は努力量のレベルのこと。現在の資源状況においては、これは長期的なゴールになるであろう)</p> <p>(ii) 漁獲戦略の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 再建のためのリファレンス・ポイントとして最大経済生産量を採用することを含め、SBT 資源からの利益を最大化させる代替的な漁獲戦略を評価する ▪ 資源が再建した際には、増加漁獲量の利益を配分する

<p>B. 委員会及び事務局の運営及び管理に関するゴール</p>	
<p>ゴール</p>	<p>戦略</p>
<p>7. 委員会の運営</p>	
<p>7.1 委員会は効果的・効率的に運営する</p> <p>優先度：高い</p>	<p>(i) 委員会プロセスの合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 委員会プロセスの合理化のための方法の特定 (年次及び諮問会合も含む) <p>(ii) 議長及び副議長の関与を深める</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 議長及び副議長の 2 年間の任期 (2 年間の延長可) について検討するが、会議開催場所のローテーションについては維持する <p>(iii) 地域漁業管理機関間で業務を調整する (例 転載管理、ERS の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機会を特定し、委員会に提案するよう指示する <p>(iv) 改善のための機会を定期的に評価するため、自己評価及び独立レビューを含め、委員会のパフォーマンス・レビューを定期的実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 委員会のパフォーマンスの定期的なレビューに合意する (タイムフレーム、レビューの活動と財源、基準 (まぐろ類 RFMO 合同会合のプロセスを通じて提案されるあらゆる変更を含む)、独立専門家に関与及びレビューの結果と CCSBT 戦略計画とのリンクを含む)
<p>7.2 委員会の活動は、オ</p>	<p>(i) 決定の根拠は文書にて明示する</p>

<p>オープンかつ透明性がある</p> <p>優先度：中程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 委員会に提出された科学的助言との異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する <p>(ii) CCSBT の手続規則に基づき委員会文書の公開を継続する</p> <p>(iii) CCSBT の手続規則に基づき、オブザーバーの関与の承認を継続する</p>
<p>7.3 近代的な漁業管理基準（例 予防原則、生態系管理）が委員会の決定に組み込まれる</p> <p>優先度：中程度</p>	<p>(i) 条約文をレビューし（仮にメンバー（ら）がそのような交渉を提案するならば）、かつ/又は、例えば管理手続きや ERS の管理措置の採択の際などにおいて、委員会の決定を通じて組み込む（後者の選択肢がより効果的であることに留意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 予防原則が適用され、生態系管理が組み込まれることが担保される管理手続きのためのパラメーターを設定する ▪ 科学委員会に対して、委員会への助言に基準（予防、生態系）を組み込むよう任務を課す ▪ 基準が組み込まれていることを確保するために委員会の決定をレビューする <p>(ii) 近代的な漁業管理の原則を委員会の意思決定に確実に組み込みことを含め、戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の現行の任務を明確化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ SFMWG の現行の任務を明確に定義する ▪ SFMWG から委員会への助言に近代的な漁業管理の基準を組み込むことについての規定を SFMWG の付託事項に盛り込む

C.メンバーの参加及び実施に関するゴール	
ゴール	戦略
8. 監視、管理及び取締り	
<p>8.1 統合され、目標を定めた、費用対効果の高い監視、管理及び取締り措置が、委員会のゴールにかなうよう稼動する</p> <p>優先度：高い</p>	<p>(i) 合意された MCS 措置のメンバーによる実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 委員会の保存管理措置チェックリストを作成し、すべての漁業に関して正確なデータが得られるよう遵守委員会において同チェックリストに基づきメンバーを評価する（2009年以降） ▪ データの健全性を確保するための基準と手続きを採用する（例 水揚げ及び輸出/国内販売を伴う完全で正確な文書の提出の割合の程度や、検査の割合の程度）（2009年又は2010年年次会合） <p>(ii) MCS 戦略の策定と実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 委員会の目的にかなう追加的な MCS 措置及び/又は合意された MCS 措置の改善の必要性の評価 ▪ 実施中の MCS 措置と、必要となる改善又は追加的な措置との間にあるあらゆるギャップについて特定する ▪ 必要な変更を実施するための計画の策定
9. メンバーの義務	
<p>9.1 すべてのメンバーが CCSBT の規則を遵守する</p> <p>優先度：高い</p>	<p>(i) 保存管理措置及び CCSBT に関連する国際的な義務（例 国連公海漁業協定）に対するメンバーの履行、取締り及び遵守について定期的に評価する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 上記参照（8.1） <p>(ii) 公平で、透明性が高く、差別のない罰則手続き（例 過剰漁獲分の返済、枠の削減）及び遵守を促進するためのインセンティブの設定</p>
10. 途上国支援	
<p>10.1 途上国及び協力的非加盟国が委員会の管理措置及び他の要求を遵守することができる</p> <p>優先度：中程度</p>	<p>(i) 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 途上国及び協力的非加盟国とともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する ▪ 支援の提供方法について特定する（技術向上、派遣、ワークショップなど） ▪ 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する

3. 行動計画案

短期的な優先事項		中期的な優先事項		長期的な優先事項
2009/2010年	2011年	2012年	2013年	2014年以降
A. SBTの管理に関する戦略				
<p>1.1 再建戦略の策定(2009/10)</p> <p>2.1 管理手続きの採択(2009/2010/2011) (7.3(i)も参照。近代的な漁業管理基準を決定に組み込む)。例えばMPにおいて予防原則を利用する)</p> <p>3.1(iii) 正確で検証済みのデータの確保 商業上の機密データ(例 操業上の漁獲及び努力データ)に関する規則及びその他の関連規則(すわなち用途、所有権)の策定</p> <p>4.1(i) ERSに対するリスクの特定及び管理 -すべてのメンバーがSBTを対象とする漁業のERSへの影響を緩和するための勧告を実施する(2009年から) -ERSに関する同勧告の実施</p>	<p>4.1(i) ERSに対するリスクの特定及び管理 混獲及び各漁業において使用した緩和措置の完全報告を確保するERSに関するデータ提供要件について合意する。仮に他のRFMO(例 WCPFC、IOTC)においてERSデータ報告に関する適切な手続きが実施されているのであれば、これらを通じてできるかもしれない。</p> <p>5.1(ii) 配分規則の策定 -新規メンバーを含めたすべてのメンバーに関する長期的な配分に関する取り決めのオプションを(条約文に基づき)策定し、TACの増加又は減少の際に利用する。</p>	<p>3.2(i) 利用可能な最善のデータを提供する科学的プロセス 科学的プロセスに必要な独立専門家的人数及び人材をレビューする(進行中-X年ごと)</p> <p>3.2(ii) 利用可能な最善のデータを提供する科学的プロセス メンバーからの基金、協力及びCCSBT基金プロジェクト(もしあれば)を含めCCSBTの調査計画を策定する</p> <p>6.1(i) TACの遵守に対するインセンティブ -過小漁獲及び低レベルの過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定する</p> <p>3.1(iii) 正確で検証済みのデータの確保 SBT死亡に関するすべての情</p>	<p>4.1(i) ERSに対するリスクの特定及び管理 -他の海域別RFMOで採用されている緩和措置が、漁業によるリスクを如何に適切に緩和しているか評価する -必要があれば、他のRFMOとの調整及び協調を考慮しつつ、リスクを管理する追加的な緩和措置を特定し採用する</p> <p>4.2 捕食・餌料種のモニター -ERSWGに対して、SBTの資源状況に影響を与える可能性のある捕食・餌料種をモニターし、その結果を委員会に報告するよう指示する</p> <p>6.2 漁業機会と均衡したSBT漁獲能力 -船籍が置かれる国/漁業主体による国別配分に対応する漁獲能力の自己評価及び必要に応じた矯正行動</p>	<p>6.1(i) TACの遵守に対するインセンティブ -メンバー及び協力的非加盟国間での枠の譲渡に関する枠組みを策定する。これは合意されたレベルに達するような資源規模であることが条件であるかもしれない</p> <p>6.3 漁獲したSBTから得られる価値の最大化 (i) 最大経済生産量の分析 (ii) 漁獲戦略の評価</p>

<p>をレビューする（2009年から毎年CCにおいて）</p> <p>4.1(ii) ERSに対するリスクの特定及び管理 データ報告を含め海域別RFMOと調整及び協調する（進行中であり、まぐろ類RFMO合同会合の結果を取り入れているところ）</p> <p>5.1(i) 既存の配分決定の実施 -メンバーの配分に影響を与えるCCSBTの既存の決定を実施する</p>		<p>報源について、メンバーからの報告を正確かつ完全なデータとするためのデータ提供規則について合意する</p>	<p>-事務局によって管理されるCCSBT現役船リスト -必要な場合には漁獲能力の制限/管理に対する国際的な擁護とともに、他の船団の過剰漁獲能力によるSBTへの脅威を評価する</p>	
<p>B. 委員会及び事務局の運営及び管理に関する戦略</p>				
<p>7.1(ii) 委員会活動の効果性・効率性 議長及び副議長の2年間の任期（2年間の延長可）について検討するが、会議開催場所のローテーションについては維持する</p> <p>7.2(i) 委員会は、オープンかつ透明性のある形で活動する 提出された科学的助言との異なる点も含め、委員会が決定の根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する</p>	<p>7.3(ii) 近代的な漁業管理の基準を決定に組み込む 戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の現行の任務を明確化する</p> <p>7.3(i) 近代的な漁業管理の基準を決定に組み込む 委員会の決定に基準が取り込まれているかレビューする</p>	<p>7.1(iii) 委員会活動の効果性・効率性 地域漁業管理機関間で業務を調整する（例 転載管理、ERSの管理）</p>	<p>7.1(iv) 委員会活動の効果性・効率性 定期的なパフォーマンス・レビュー（5年ごと）</p>	

<p>7.3(i) 近代的な漁業管理の基準を決定に組み込む SCに対して委員会への助言に基準（予防、生態系）を組み込むよう課す</p> <p>7.1(i) 委員会活動の効果性・効率性 委員会プロセスの合理化のための方法の特定（年次及び補助会合を含む）</p>				
<p>C. メンバーの参加/実施に関する戦略</p>				
<p>8.1(i) 監視、管理及び取締り データの健全性を確保するための基準と手続きを採択する</p> <p>8.1(ii) 監視、管理及び取締り 実施中の MCS 措置と委員会の目的にかなうために必要な措置との間のギャップを分析し、必要となるあらゆる追加的な措置を特定する</p> <p>9.1(ii) すべてのメンバーが CCSBT の規則を遵守する 公平で、透明性が高く、差別のない罰則手続き及び遵守を促進するためのインセンティブの設定</p>	<p>8.1(i), 9.1(i) 委員会の決定及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの実行の評価 遵守委員会への年次報告</p> <p>8.1(ii) 監視、管理及び取締り 特定された MCS 措置の導入（進行中）</p> <p>10.1 途上国 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する（進行中）</p>	<p>8.1(i), 9.1(i) 委員会の決定及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの実行の評価 遵守委員会への年次報告</p> <p>8.1(ii) 監視、管理及び取締り 特定された MCS 措置の導入（進行中）</p> <p>10.1 途上国 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する（進行中）</p>	<p>8.1(i), 9.1(i) 委員会の決定及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの実行の評価 遵守委員会への年次報告</p> <p>8.1(ii) 監視、管理及び取締り 特定された MCS 措置の導入（進行中）</p> <p>10.1 途上国 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する（進行中）</p>	<p>8.1(i), 9.1(i) 委員会の決定及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの実行の評価 遵守委員会への年次報告</p> <p>8.1(ii) 監視、管理及び取締り 特定された MCS 措置の導入（進行中）</p> <p>10.1 途上国 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する（進行中）</p>

<p>10.1 途上国 途上国及び協力的非加盟国とともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定し、また支援の提供方法について特定する</p> <p>8.1(i), 9.1(i) 委員会の決定及び CCSBT に関連する国際的な義務に対するメンバーの実行の評価 遵守委員会への年次報告</p>				
--	--	--	--	--

CCSBT 会合の開催時期に関するニュージーランドの作業計画案

2010 年及びそれ以降の CCSBT 会合の暫定的なスケジュール表

作業事項*	日程案	作業及び割当期間
2010 年		
管理手続きの候補の開発に関する休会期間中の作業（豪州、日本及び必要に応じてその他のメンバーと連携）	2009 年 10 月－2010 年 4 月	メンバーからの要請に応じて、MP の候補を開発し、またオペレーティング・モデルに関する他の予備的な作業を行う（独立パネル及びコンサルタントによるものを含む）。
戦略・漁業管理作業部会	2010 年 4 月	<p>SFMWG は、4 日間開催し、以下の事項に焦点を当てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CCSBT16 に提出された戦略計画案を更に進展させる。 ● 目標及び再建のためのタイムフレームを含め、SBT の再建計画に合意する。 ● 目標及び再建のためのタイムフレーム、緊急的な対応策の当初の仕様及び ESC 報告書に記載された他の事項を含め、管理目的及び管理手続きにインプットする他のパラメーターに合意する。 <ul style="list-style-type: none"> - TAC の見直しの頻度 - MP 実施後の毎年の許容される TAC の変更の最大値/最小値（増加及び削減の双方） - MP によって決定された TAC の実施までのタイムラグ
管理手続き及びオペレーティ	2010 年 5/6 月	同技術会合は、当初の MP テストの結果をレビューするために 5 日間開

作業事項*	日程案	作業及び割当期間
ング・モデルに関する技術会合（「シアトル会合」）		催し、SFMWG で合意されたとおり MP を委員会の目的に取り込むことを確保する。
科学委員会会合	2010年9月	科学委員会会合は、MP の選別を最終化させ、CCSBT に勧告し、またコミッショナーが代替の MP に含まれるトレードオフ及び緊急的な対応策の仕様に関する助言を必ず受けられるようにする。
委員会年次会合	2010年10月	委員会年次会合で MP を採択する。
2011年		
科学委員会会合		議論に十分な時間をかけるため、科学委員会及び委員会年次会合の双方の開催時期を前倒しすることが提案される。
委員会年次会合		

* ESC 報告書パラグラフ 131 に記載されている ESC からの助言に留意。この助言は、MP の開発で考慮すべきオプションの形成に当たって、科学者と行政官の間で断続的に連絡を取り合うことの重要性を強調するもの。2010年までに MP に関する勧告を出すために、必然的に圧縮されたスケジュールになっているので、必要なコミュニケーションを維持することが課題である。ゆえに ESC は拡大委員会が MP 開発のプロセスに積極的ににかかわる方法を検討することを強く奨励する。オプションとして次のことが含まれる。

- (a) MP の開発期間中にコミッショナーがオブザーバーとして科学議論を見守る。
- (b) 科学者とコミッショナーが MP 開発の進捗状況について意見交換を行う特別のセッションを設ける。
- (c) 国内で科学者と行政官が MP の開発状況について定期的にコミュニケーションをとる。
- (d) これらのオプションの組み合わせ。

別紙：ESC 報告書に基づく管理手続きのスケジュール

作業	期限	責任者
条件づけのコード、入力データ、R コードを配布	2009 年 9 月	アナ・パルマ コンサルタント
2008 年までの CPUE シリーズを配布	2009 年 10 月末	伊藤智幸
- OM の再条件づけ(ベース及び頑健性試験) - 航空目視データシミュレーションのためのその他の仕様？		各国科学者
ウェブ会合 I で、条件づけの結果とその他の考慮事項に基づいて OM 及び頑健性試験の変更の可能性を討議。チューニングのベースを確認。	2010 年 1 月	
ベースランと頑健性試験のための更新された OM コードと入力ファイルを配布	2010 年 1 月末	アナ・パルマ
関連するグラフィックスとアウトプットのための R コードを配布	2010 年 1 月末	コンサルタント
休会期間中に MP を開発し試験する	-	各国科学者
文書交換	2010 年 5 月～6 月	
休会期間中に技術会合を持ち、MP 試験の最初の結果をレビューし、場合によってはいくつかの頑健性試験を追加する。	2010 年 5 月～6 月	
修正コードとファイルを配布	休会期間中の会合の後	コンサルタント
科学者による最終の MP 試験		各国科学者
MP コード交換	2010 年 8 月初旬	コンサルタント及び各国科学者
SAG11/SC15 (2010 年) - CCSBT で勧告する MP の選択を最終化 - コミッショナーとの協議で、チューニングのトレードオフをデモンストレーションする	2010 年 9 月	

日本提案

緊急的な対応策に関する決議案

委員会は以下のとおり決議する。

- (1) 拡大科学委員会（ESC）は、毎年その年に入手した以下の 4 つの情報源に基づき当該年の加入レベルのレビューを行い、結果を委員会に報告するものとする。
 - a. オーストラリア大湾における SBT の航空調査
 - b. 小型の SBT のひき縄調査
 - c. はえ縄漁業で得られる小型の SBT の漁獲に関するオブザーバーデータ
 - d. いけすに移送される小型の SBT の漁獲に関するまき網漁業のモニタリングデータ
- (2) ある年の加入レベルが 1999 年から 2002 年までのレベルよりも著しく下回るとの報告が ESC からなされた場合、委員会は零細漁業を除く SBT を対象とする全ての漁業の翌年の操業を一時的に停止するものとする。メンバー及び協力的非加盟国は、ESC が加入量の更なる分析を行い保存管理措置に関する勧告を提示できるよう、研究活動を推進するものとする。
- (3) ESC の勧告に基づき、委員会は翌年の会合において、SBT を対象とする漁業の停止の継続又は再開に向けた手順を含め、適切な保存管理措置を決定するものとする。